



宮崎県労働委員会年報

令和5年版

令和6年3月

宮崎県労働委員会

目 次

第1章	労働委員会の概要	
第1節	労働委員会	1
第2節	委員	2
第3節	あっせん員候補者	4
第4節	事務局	5
第2章	会 議	
第1節	総 会	7
第2節	公益委員会議	11
第3節	連絡協議会等	12
第3章	労働争議の調整等	
第1節	労働争議の調整	
第1	概 要	13
第2	概 況	14
第2節	公益事業に係る争議行為の予告	15
第3節	争議行為の発生届出	15
第4章	不当労働行為の審査等	
第1節	不当労働行為の審査	
第1	概 要	17
第2	概 況	18
第3	審査の目標期間及び実施状況	19
第4	不当労働行為事件の概要	20
第2節	労働組合の資格審査	
第1	概 要	21
第2	概 況	22
第3	労働組合資格審査一覧	22
第3節	認定・告示	23
第5章	個別的労使紛争のあっせん	
第1	概 要	25
第2	概 況	26
第3	個別あっせん事件一覧	27
第4	個別あっせん事件の概要	28
第6章	労働相談	
第1	概 要	35
第2	概 況	35
第7章	広報活動	41

(参考)

1	調整事件		
	表 1	年別取扱件数	47
	図 1	新規申請件数の推移	49
2	不当労働行為事件		
	表 2	年別取扱件数	50
	図 2	新規申立件数の推移	52
3	個別あっせん事件		
	表 3	年別取扱件数	53
	図 3	新規申請件数の推移	53
4	労働相談		
	表 4	年別相談件数	54
	図 4	相談件数の推移	54
5	宮崎県労働委員会歴代委員名簿		55

第 1 章 労働委員会の概要

第 1 節 労働委員会

労働委員会は、都道府県の必置機関であり（地方自治法第180条の5第2項及び労働組合法第19条の12第1項）、公益を代表する公益委員、労働者を代表する労働者委員、使用者を代表する使用者委員の三者同数（本県労働委員会の場合は、各側5名の計15名）で構成される合議制の執行機関です。

労働者委員は労働組合の、使用者委員は使用者団体のそれぞれ推薦に基づいて、公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て、都道府県知事が任命し、その任期は2年となっています。

労働委員会の職務権限は、(1)調整機能 と (2)判定的機能（準司法的機能）の二つに分けられます。

調整機能は、労働争議のあっせん、調停及び仲裁を行う機能です。あっせんは指名されたあっせん員（本県労働委員会の場合、公・労・使各側委員2名ずつ）によって、調停は公・労・使の三者委員で構成される調停委員会によって、仲裁は公益委員だけで構成される仲裁委員会によって行われます。

判定的機能（準司法的機能）は、①労働組合の資格審査（労働組合法第5条及び第11条）、②不当労働行為の審査（同法第7条及び第27条）、③公益事業の争議行為予告義務違反に対する処罰請求（労働関係調整法第42条）、④地方公営企業等における使用者の利益を代表する者の範囲に関する認定・告示（地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項）などを行う機能です。判定的機能は、公益委員だけで構成される公益委員会議によって行われます。

加えて、本県労働委員会では、平成14年4月1日から、知事の委任を受けて、個別的労使紛争についての相談及びあっせんを行っています。

第 2 節 委 員

本県労働委員会の第45期の委員は、次のとおりです。

第 4 5 期 委 員 名 簿（任期 令和 5 年 8 月 2 0 日～令和 7 年 8 月 1 9 日）

（令和5年12月31日現在）

区分	氏 名	現 職（又は前職）	在 任 期 間
公 益 委 員	◎山崎 真一朗	弁護士	平19. 8. 20～ 連 9 期
	○江藤 修一	(宮崎県労働委員会事務局長)	令 3. 8. 20～ 連 2 期
	金丸 憲史	特定社会保険労務士	平23. 8. 20～ 連 7 期
	山口 弥生	弁護士	平27. 8. 20～ 連 5 期
	八重尾 龍	弁護士	令元. 8. 20～ 連 3 期
労 働 者 委 員	中川 育江	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 顧問	平25. 8. 20～ 連 6 期
	吉岡 英明	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長	令元. 8. 20～ 連 3 期
	武井 大幸	全日通労働組合宮崎県支部 執行委員長	令 3. 8. 20～ 連 2 期
	高橋 章治	宮崎交通労働組合 執行委員長	令 5. 8. 20～ 新 任
	坂元 義孝	宮崎県電力関連産業労働組合総連合 会長	令 5. 8. 20～ 新 任
使 用 者 委 員	工藤 久昭	(宮崎経済同友会 顧問)	平25. 8. 20～ 連 6 期
	見戸 康人	宮崎中央農業協同組合 監事	平29. 11. 21～ 連 4 期
	河野 洋一	宮崎県経営者協会 専務理事	令元. 8. 20～ 連 3 期
	関本 泰三	株式会社宮崎信販 代表取締役社長	令 3. 8. 20～ 連 2 期
	税田 倫子	株式会社グローバル・クリーン 専務取締役	令 3. 8. 20～ 連 2 期

◎ 会長

○ 会長代理

令和5年退任委員

区分	氏名	退任時の職（又は前職）	在任期間
労働者委員	西村 仁	宮崎県平和・人権・環境労働組合会議 議長	令3.8.20 ～ 令5.8.19
	今村 彰博	宮崎トヨタグループ労働組合 執行委員長	令3.8.20 ～ 令5.8.19

第3節 あっせん員候補者

あっせん員候補者は、労働関係調整法第10条及び第11条の規定に基づき、本県労働委員会が委員及び県職員の中から委嘱しています。

労働争議が発生したときは、会長は、関係当事者の申請又は職権に基づいて、あっせん員候補者名簿に登載されている者の中からあっせん員を指名し、指名されたあっせん員があっせんを行います。

あっせん員候補者名簿

(令和5年12月31日現在)

氏名	現職(又は前職)
山崎 真一郎	公益委員 弁護士
江藤 修一	公益委員 (宮崎県労働委員会事務局長)
金丸 憲史	公益委員 特定社会保険労務士
山口 弥生	公益委員 弁護士
八重尾 龍	公益委員 弁護士
中川 育江	労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 顧問
吉岡 英明	労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長
武井 大幸	労働者委員 全日通労働組合宮崎県支部 執行委員長
高橋 章治	労働者委員 宮崎交通労働組合 執行委員長
坂元 義孝	労働者委員 宮崎県電力関連産業労働組合総連合 会長
工藤 久昭	使用者委員 (宮崎経済同友会 顧問)

氏 名	現 職 (又は前職)
見戸 康人	使用者委員 宮崎中央農業協同組合 監事
河野 洋一	使用者委員 宮崎県経営者協会 専務理事
関本 泰三	使用者委員 株式会社宮崎信販 代表取締役社長
税田 倫子	使用者委員 株式会社グローバル・クリーン 専務取締役
日高 正勝	労働委員会事務局 局長
松下 直樹	労働委員会事務局 調整審査課長
西久保 泰子	労働委員会事務局 調整審査課課長補佐

第 4 節 事 務 局

労働委員会の事務を処理するため、労働組合法第19条の12第6項で準用する同法第19条の11第1項の規定に基づいて事務局が設置されており、事務局長及び事務局職員は、会長の同意を得て知事が任命します。

本県労働委員会の事務局の体制は下図のとおりであり、職員数は現員11名です。

事務局長 — 調整審査課長 — 課長補佐 — 紛争解決支援担当(8名)[注]
--

[注] 8名中1名は、商工観光労働部雇用労働政策課との兼務。

第 2 章 会 議

第 1 節 総 会

総会は、委員会の意思決定を行う会議であり、労働委員会規則第 5 条第 1 項に規定されている諸事項を審議、決定するほか、公益委員会議における決定事項や事件の処理状況など委員会の業務運営全般についての報告が行われています。

本県労働委員会では、原則として毎月第 1・第 3 月曜日に定例総会を開催しています。令和 5 年中の定例総会の開催状況は、次のとおりです。

回	開催年月日	主 要 議 題
1470	令 5. 1. 10	1 第 7 8 回全国労働委員会連絡協議会総会の議題について 2 令和 5 年度定例総会の開催日程（案）について 3 中央労働委員会からの争議行為予告通知について ○ 委員研修（税田委員『しごと（仕事・志事）とキャリアと労働と』）
1471	令 5. 1. 23	1 事件の処理状況について ①令和 3 年（不）第 1 号不当労働行為救済申立事件 2 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 3 中労委・関東ブロック「2022 年度命令研究会」（第 4 回）について 4 1 2 月の労働相談状況について ○ 委員研修（武井委員『トラックドライバーを取りまく諸問題について』）
1472	令 5. 2. 6	1 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 2 令和 5 年（予）第 1 号争議行為予告通知について 3 第 9 0 回九州労働委員会連絡協議会の本県提出議題について 4 令和 5 年度委員研修計画について ○ 委員研修（山崎会長『パワハラ・セクハラ問題について』）
1473	令 5. 2. 20	1 第 9 0 回九州労働委員会連絡協議会の本会議における議題回答について 2 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 3 1 月の労働相談状況について 4 2 月の「労働相談週間」の結果について ○ 委員研修（事務局『個別あっせん事例紹介～中央労働時報より～』）
1474	令 5. 3. 6	1 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 2 九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会代表者会議について ○ 委員研修（ウエルフェアみやざき総合研究所 所長『ハラスメントについて』）

回	開催年月日	主 要 議 題
1475	令 5. 3. 20	1 宮崎県労働委員会個人情報保護取扱要領の一部改正について 2 「映像と音声の送受信による通話の方法による総会等の開催について」の制定等について 3 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 4 令和5年（予）第1号争議行為予告通知について 5 2月の労働相談状況について 6 令和4年度労働委員会事業計画実績報告（案）について 7 令和5年度労働委員会事業計画（案）について ○ 委員研修（事務局『令和4年度に取り扱った事件の振り返り～令和4年（不）第1号事件～』）
1476	令 5. 4. 5	1 あっせん員候補者の解任及び委嘱について 2 令和4年度労働委員会事業計画実績報告（案）について 3 令和5年度労働委員会事業計画（案）について 4 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 5 九州ブロック労委労協第2回幹事会・命令研究会について 6 令和5年度委員研修計画について ○ 委員研修（金丸委員『労働契約終了に関する相談－3、4、5から』）
1477	令 5. 4. 17	1 事件の処理状況について ①令和5年（個）第1号個別あっせん事件 ②令和5年（不）第1号不当労働行為救済申立事件 2 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 3 第90回九州労働委員会連絡協議会の開催要領について 4 3月の労働相談状況について 5 中労委・関東ブロック「2023年度命令研究会」（第1回）について ○ 委員研修（中川委員『合同労働組合とは』）
1478	令 5. 5. 8	1 事件の処理状況について ①令和5年（個）第1号あっせん事件 2 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 3 令和4年度の労働相談状況について 4 九州労働委員会会長会議について ○ 委員研修（見戸委員『JAの組織と労務関連について』）
1479	令 5. 5. 22	1 事件の処理状況について ①令和5年（個）第2号あっせん事件 ②令和5年（個）第3号あっせん事件 2 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 3 4月の労働相談状況について ○ 委員研修（えびの電子工業株式会社 代表取締役社長『自社ブランドは「優秀な社員」と「働き方」を目指して』）

回	開催年月日	主 要 議 題
1480	令 5. 6. 5	1 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 2 労働組合の資格審査について 3 2023年度九州ブロック労委労協総会・研修会について ○ 委員研修（事務局『個別あっせん事例紹介～中央労働時報より～』）
1481	令 5. 6. 19	1 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 2 労働組合の資格審査について 3 5月の労働相談状況について ○ 委員研修（山口委員『不当労働行為事件の審査手続きについて』）
1482	令 5. 7. 3	1 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 2 令和5年度全国労働委員会会長連絡会議について ○ 委員研修（吉岡委員『公務員労働者の労働基本権と団対交渉について』）
1483	令 5. 7. 18	1 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 2 6月の労働相談状況について 3 中労委・関東ブロック「2023年度命令研究会」（第2回）について ○ 委員研修（河野委員『最低賃金制度について』）
1484	令 5. 8. 7	1 事件の処理状況について ①令和5年（不）第1号不当労働行為救済申立事件 ②令和5年（個）第3号あっせん事件 ③令和5年（個）第4号あっせん事件 2 中央労働委員会からの争議行為予告通知について
1485	令 5. 8. 21	◎第45期宮崎県労働委員会初総会 1 会長の選挙について 2 会長代理の選挙について 3 会長職務代行の指名について 4 幹事委員の選出について 5 議席の指定について 6 あっせん員候補者の委嘱について 7 事件の処理状況について 8 争議行為予告通知について 9 2023年度九ブロ労委労協第1回幹事会について 10 7月の労働相談状況について
1486	令 5. 9. 4	1 事件の処理状況について ①令和5年（不）第1号不当労働行為救済申立事件 2 中央労働委員会からの争議行為予告通知について ○ 委員研修（八重尾委員『労働者の就労意思とバックペイについて』）

回	開催年月日	主 要 議 題
1487	令 5. 9. 19	1 事件の処理状況について ①令和5年（個）第5号あっせん事件について 2 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 3 令和5年度公労使委員合同研修について 4 8月の労働相談状況について ○ 委員研修（宮崎産業経営大学 准教授『従業員による業務情報の持ち出しを理由とする懲戒処分と裁判例の動向』）
1488	令 5. 10. 2	1 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 2 第49回九州地区労働委員会使用者委員研修会について ○ 委員研修（宮崎労働局職業対策課 障害者雇用担当官『精神・発達障害者の対応について』）
1489	令 5. 10. 16	1 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 2 中労委・関東ブロック「2023年度命令研究会」（第3回）について 3 9月の労働相談状況について ○ 委員研修（元宮崎県労働委員会労働者委員『委員就任時の思い出』）
1490	令 5. 11. 6	1 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 2 令和5年度九州労働委員会公益委員連絡会議について 3 10月の「労働相談週間」の結果について ○ 委員研修（高橋委員『ライドシェアについて』）
1491	令 5. 11. 20	1 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 2 第78回全国労働委員会連絡協議会総会について 3 10月の労働相談状況について ○ 委員研修（関本委員『キャッシュレス決済の進展とこれからの労働環境』）
1492	令 5. 12. 4	1 中央労働委員会からの争議行為予告通知について ○ 委員研修（宮崎労働局 雇用環境・均等室 労働紛争調整官『個別労働紛争解決支援制度の運用状況について』）
1493	令 5. 12. 18	1 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 2 令和5年度公労使委員個別紛争専門研修について 3 11月の労働相談状況について ○ 委員研修（江藤委員『労働委員会の裁量権について』）

第 2 節 公益委員会議

公益委員会議は、公益委員のみで行う会議であり、不当労働行為事件に関する事項や労働組合の資格審査など、労働委員会規則第 9 条第 1 項に規定されている事項を審議します。

本県労働委員会の場合、原則として定例総会日に開催するほか、会長が必要に応じて招集します。

令和 5 年中の公益委員会議の開催状況は、次のとおりです。

回	開催年月日	議 題
789	令 5. 6. 5	1 九州電力労働組合宮崎分会の資格審査について
790	令 5. 9. 19	1 令和 5 年度九州労働委員会公益委員連絡会議の議題回答について

第3節 連絡協議会等

中央労働委員会及び各都道府県労働委員会相互の連絡を密にし、その事務処理について必要な統一と調整を図るため、労働委員会規則第86条の規定により、公・労・使の三者構成による連絡協議会並びに会長及び事務局長の各連絡会議が、全国又は九州ブロックで開催される他、各側委員及び事務局職員を対象とした各種会議及び研修が開かれています。令和5年中の連絡協議会等の開催状況は、次のとおりです。

会 議 名		開 催 日	開催地	
全 国 会 議	1	全国労働委員会事務局長連絡会議	令5.6.8	茨城県
	2	全国労働委員会会長連絡会議	令5.6.9	茨城県
	3	全国労働委員会連絡協議会総会	令5.11.9～10	東京都
	4	全国労働委員会事務局審査主管課長会議	令5.10.30	東京都
	5	全国労働委員会事務局調整主管課長会議	令5.10.31	東京都
九 州 ブ ロ ッ ク 会 議	1	九州労働委員会事務局調査研究会議 (調整・審査部門)	令5.1.26～27	大分県
	2	2022年度九ブロ労委労協第2回幹事会	令5.3.27	宮崎県
	3	九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会 代表者会議	令5.2.16～17	長崎県
	4	九州労働委員会会長会議	令5.4.20	沖縄県
	5	九州労働委員会事務局長会議	令5.4.20	沖縄県
	6	九ブロ労委労協総会・研修会	令5.5.17～18	宮崎県
	7	九州労働委員会連絡協議会	令5.5.18～19	宮崎県
	8	2023年度九ブロ労委労協第1回幹事会	令5.8.1～2	福岡県
	9	九州労働委員会事務局課長会議	令5.8.31	佐賀県
	10	九州労働委員会公益委員連絡会議	令5.10.19	鹿児島県
研 修 会	1	労働委員会事務局職員中央研修	令5.6.12～14	東京都
	2	労働委員会事務局職員個別紛争専門研修	令5.7.11～13	東京都
	3	公労使委員合同研修	令5.9.7～8	東京都
	4	九州地区労働委員会使用者委員研修会	令5.9.14～15	鹿児島県
	5	九州労働委員会事務局職員研修会	令5.10.20	鹿児島県
	6	労働委員会事務局職員専門研修	令5.11.14～17	東京都
	7	公労使委員個別紛争専門研修	令5.12.4～5	東京都
	8	中労委・関東ブロック2023年度命令研究会	令5.4.6、令5.7.13 令5.10.12(Web)	東京都

第 3 章 労働争議の調整等

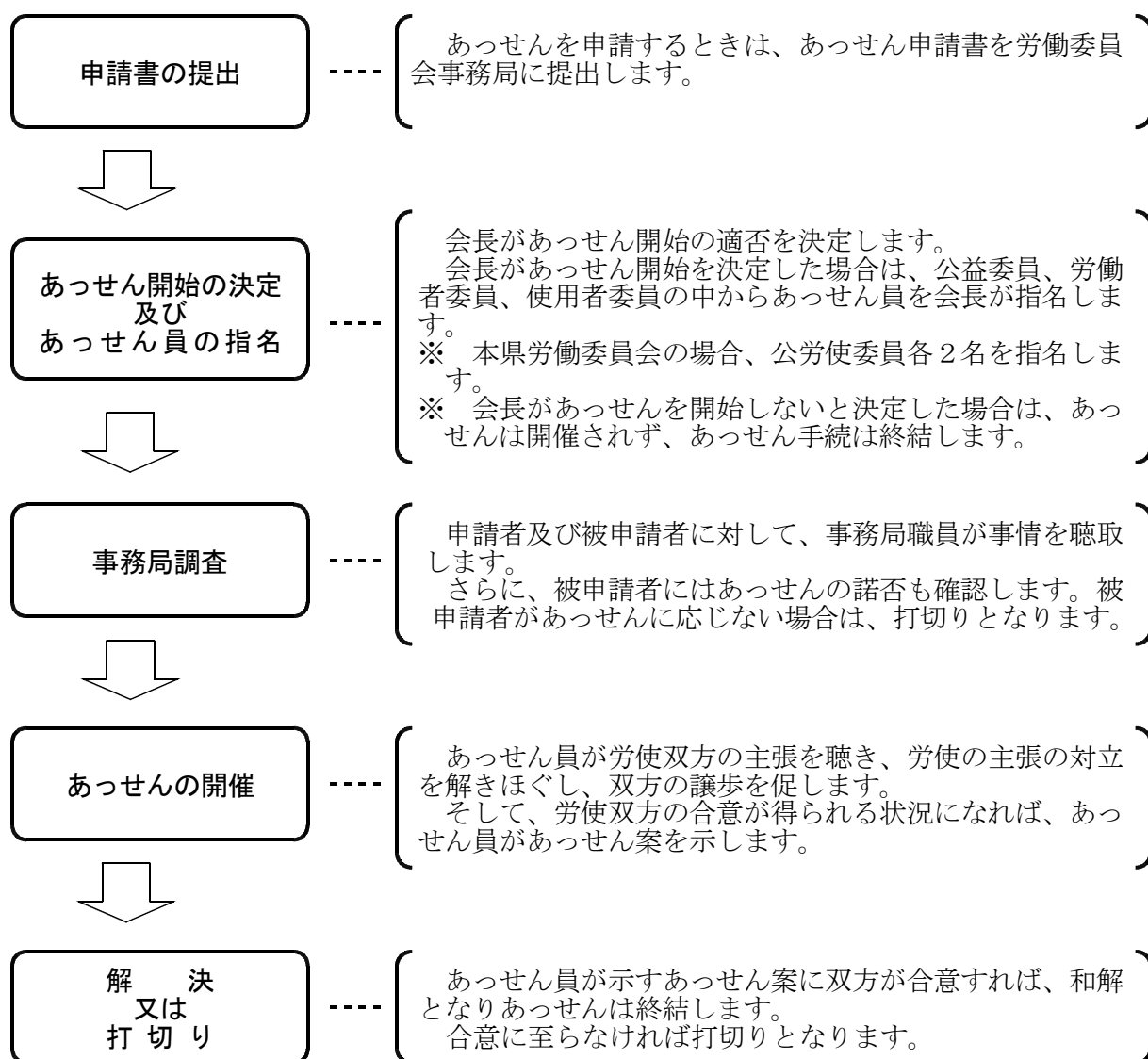
第1節 労働争議の調整

第1 概要

労働組合と使用者との間で労働条件など労働関係に関する問題が生じ、団体交渉等による自主的な話し合いでは解決が困難となった場合に、労働委員会が両者の間に入り、労使双方の歩み寄り・譲歩を促進させることによって合意に導き、労働争議の自主的解決を促すものです。

労働争議の調整には、あっせん、調停、仲裁の3種類がありますが、もっとも簡便なあっせんが多く利用されており、労働組合、使用者どちらからでも申請できます。

○あっせんの流れ



【注意事項・参考事項】

- 1 あっせん申請は、いつでも取り下げることができます。
- 2 本県労働委員会では、あっせん開始から終結までの目標処理期間を50日と定めています。

第2 概 況

令和5年の取扱いはありませんでした。

調整事件取扱件数

調 整 区 分	係 属			終 結 状 況					次 年 繰 越	
	前 年 繰 越	新 規	計	解 決		打 切 り ・ 不 調	取 下 げ			不 開 始
				調自 整主 活解 動決 中	調受 整 勸 告 案諾		調指 整名 員前	調指 整名 員後		
あっせん	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
調 停	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
仲 裁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第2節 公益事業に係る争議行為の予告

公益事業に関して争議行為が発生すると、公衆の日常生活に大きな影響を与えることから、労働関係調整法第37条第1項の規定により、関係当事者は、争議行為をしようとする日の少なくとも10日前までに、労働委員会及び厚生労働大臣又は都道府県知事にその旨を通知しなければならないことになっています。

公益事業とは、運輸事業、郵便、信書便又は電気通信の事業、水道、電気又はガスの供給の事業、医療又は公衆衛生の事業等公衆の日常生活に不可欠な事業であり、労働関係調整法第8条にその範囲が定められています。

令和5年中、本県労働委員会においては次のとおり1件の予告を取り扱いました。

公益事業に係る争議行為予告一覧

事 件 番 号	組 合 員 数	届 出 者	届 出 年月日	争 議 項 目	調 査 開 始 年月日	争議 の 有無	結 果	終 結 年月日	所 要 日 数
令和5年 (予)第1号	81	組合	令5. 2.6	賃金 他2項目	令5. 2.6	無	解決	令5. 3.17	40

また、中央労働委員会から、本県関係分として、32件の争議行為予告があった旨の通知がありました。

第3節 争議行為の発生届出

労働委員会は労働争議解決のために常に最新の情勢を適格に把握しておく必要があることから、労働関係調整法第9条の規定により、関係当事者は、争議行為が発生したときは、労働委員会又は都道府県知事に、直ちにその旨を届け出なければならないことになっています。届出の対象は、公益事業に限らず、全ての事業です。

令和5年中、本県労働委員会においては届出はありませんでした。

第 4 章 不当労働行為の審査等

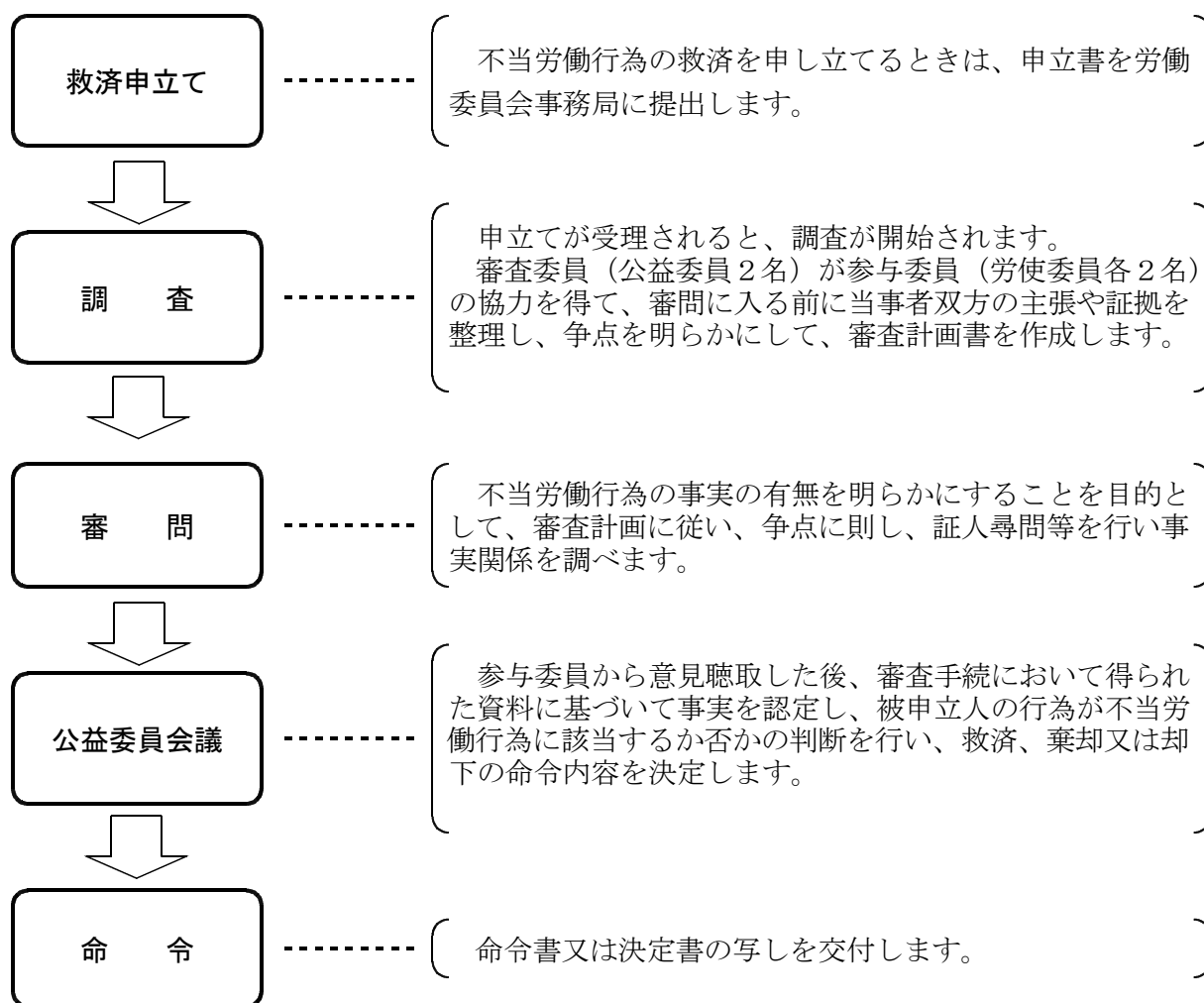
第1節 不当労働行為の審査

第1 概要

使用者から労働組合法第7条に該当する不当労働行為を受けたと考える労働組合又は労働者は、労働委員会に救済の申立てを行うことができます。

救済申立てがなされると、労働委員会は審査を行い、不当労働行為があったと判断した場合は、使用者に対し、不当労働行為を是正するよう命令を出します。

○ 不当労働行為の審査の流れ



【注意事項・参考事項】

- 1 申立て後命令が出されるまでの間、いつでも申立てを取り下げることができます。
- 2 労使間で和解の機運が生じた場合は、和解による解決を勧めることがあります。
- 3 本県労働委員会の発した命令に不服がある当事者は、中央労働委員会に再審査の申立てを行ったり、地方裁判所に命令の取消しを求める行政訴訟（取消訴訟）を提起することができます。なお、一定の期間内に再審査の申立てがなされなかったこと等により命令は確定しますが、使用者がこの確定した命令に違反した場合は、過料に処せられることとなります（労働組合法第27条の13、第32条）。
- 4 本県労働委員会では、不当労働行為救済申立てから命令までの審査の目標期間を、1年と定めています。

第2 概況

令和5年の取扱件数は、新規申立が1件で、全件が終結（和解1）しました。

新規申立事件の1件は、労組法7条各号別では2号関係、業種別では金融業、保険業でした。

1 不当労働行為事件取扱件数

係属			終結								次 年 繰 越	
前 年 繰 越	新 規 申 立	計	取下げ・和解				命令・決定					合 計
			取 下 げ	和 解			救 済	棄 却	却 下	計		
				無 関 与	関 与	計						
—	1	1	—	—	1	—	—	—	—	—	1	0

2 労組法7条各号別申立件数（新規申立）

1号	2号	3号	4号	1・2号	1・3号	2・3号	1・2・3号
—	1	—	—	—	—	—	—

3 業種別取扱件数（新規申立）

農業, 林業	建設業	製造業	金融業, 保険業	サービス業	医療, 福祉	学術研究, 専門・技術 サービス業	その他
—	—	—	1	—	—	—	—

第3 審査の目標期間及び実施状況

1 審査の目標期間

本県労働委員会では、労働組合法第27条の18に規定する審査の目標期間（救済申立てから命令までの期間）を、1年としています。ただし、個々の事案に応じて、更に早期終結に努めるものとしています。

2 審査の実施状況

令和5年は、係属した1件について審査を実施しています。

令和5年の係属事件に係る審査の実施状況一覧

事件番号	請求する救済内容	申立年月日	終結年月日	処理日数	終結区分	実施回数	
R5年1号	誠実な団体交渉	R5. 4. 7	R5. 8. 22	138	関与和解	調査 審問 和解 合議	2 0 2 0

第4 不当労働行為事件の概要

令和5年（不）第1号事件

申立て 令和5年4月7日

申立人 労働組合A

被申立人 B信用金庫

請求する救済内容

1 誠実な団体交渉応諾

2 ポストノーティス

終 結 令和5年8月22日 関与和解

1 事件の概要

Aは、Bが団体交渉に誠実に対応していないことについて、救済申立てを行った。

(1) 申立人の主張

① Bは、Aが申し入れた組合員Cの降格人事を主な議題とする団体交渉に誠実に応じなければならない。

(2) 被申立人の主張

① 組合員Cの降格人事について違法性はないと考えている。

2 審査委員

【審査委員】山口（審査委員長）、金丸

【参与委員】（労側）中川、今村 （使側）見戸、税田

3 審査経過

令和5年7月28日 第1回委員調査

令和5年8月22日 第1回和解協議

4 審査結果

第1回委員調査期日前に、当事者双方から和解の意向を確認していたため、第1回委員調査では、主張や立証方法の確認等を行ってすぐに和解協議へ移行した。その結果、団体交渉の主な議題である「組合員Cの降格人事」について、その根拠を示す書類を提出した上で、改めて団体交渉を行うことについて被申立人側が持ち帰って検討することとなり、申立人側もこれを了承したため、次回期日を設定することとした。

その後、期日間に被申立人側から審査委員長に対して、降格の取消し及び解決金の支払いを条件に和解したい旨の申し出があり、申立人側もこの条件を了承したことから、事前に和解協定書（案）を双方に示した上で、和解協議に臨むこととした。

そして、和解協議当日に事前の調整を踏まえて解決金額や和解協定書の条項について調整を行った結果、双方が和解協定書（案）に応じる意向を示し、和解が成立した。

第2節 労働組合の資格審査

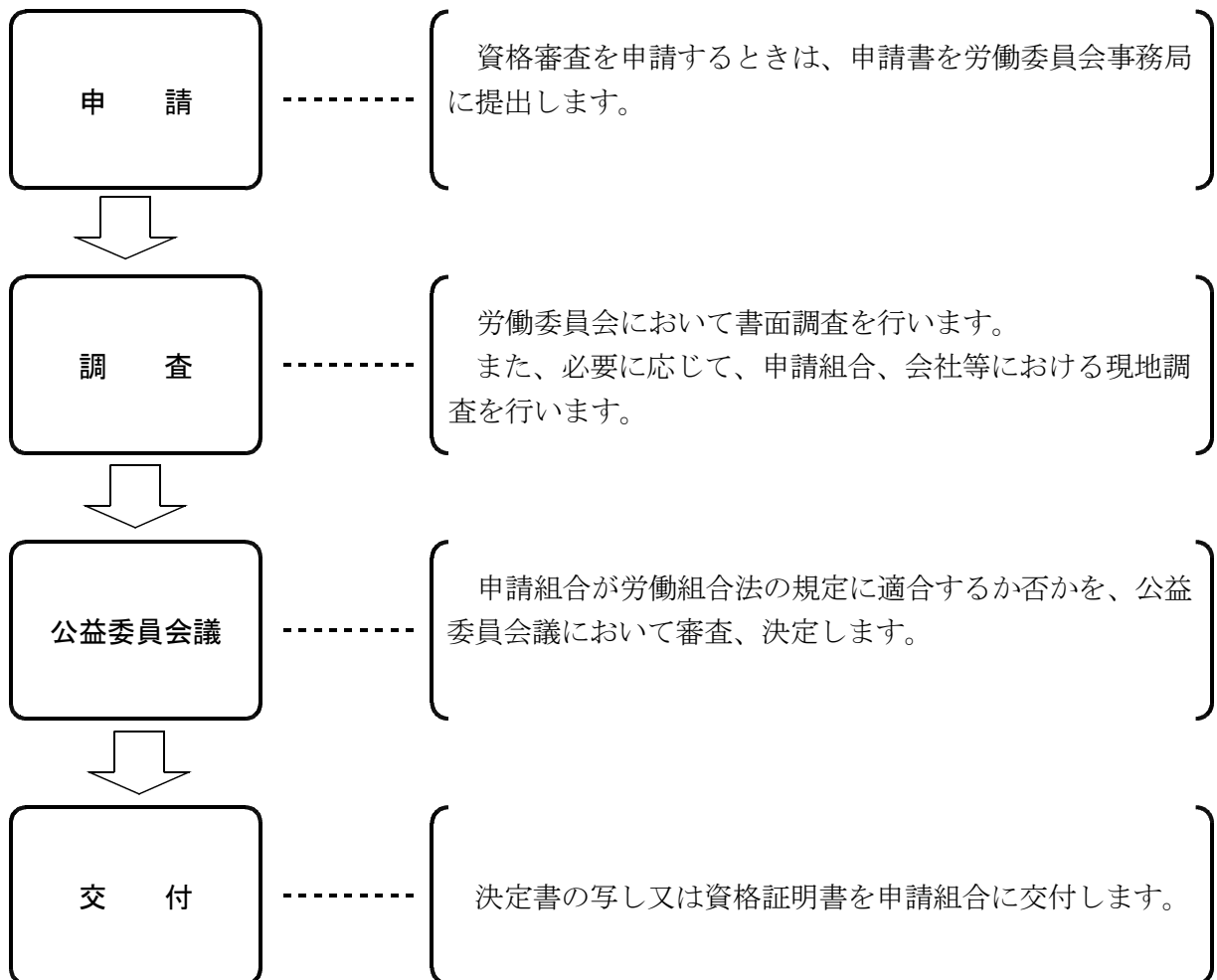
第1 概要

我が国では、労働組合は自由に結成することができ、行政庁への届出等を行う必要はありませんが、次の場合は、労働組合は労働組合法の定める一定の資格要件を備えている必要があります。

- ア) 不当労働行為の救済を申し立てる場合
- イ) 労働委員会の労働者委員候補者を推薦する場合
- ウ) 法人登記をするために、資格証明書の交付を受ける場合
- エ) 労働協約の拡張適用の申立てをする場合
- オ) 職業安定法に定められている無料の労働者供給事業を行う場合など

この資格要件の有無について労働委員会が審査することを、労働組合の資格審査といいます。

○労働組合の資格審査の流れ



【資格要件について】

労働組合が資格審査により適格と認められるための要件（資格要件）には、自主性の要件（労働組合法第2条）と民主性の要件（同法第5条第2項）があります。

第2 概況

令和5年の取扱件数は、新規申請2件で、結果は適合1件、取下げ1件でした。

申請事由別では、不当労働行為救済申立てに伴うものが1件、第45期宮崎県労働委員会推薦に伴うものが1件でした。

1 資格審査取扱件数

係 属			終 結					次 年 繰 越
繰 越	新 規	計	適 合	不適合	打切り	取下げ	計	
—	2	2	1	—	—	1	2	—

2 申請事由別件数

不当労働行為	委員推薦	法人登記	協約拡張適用	そ の 他
1	1	—	—	—

第3 労働組合資格審査一覧

番 号	申 請 者	申 請 日	申 請 事 由	決定・終結年月日 終 結 区 分
令和5年(資)第1号	労働組合	5. 4. 7	不当労働行為 5年(不)1号	取下げ
令和5年(資)第2号	労働組合	5. 5. 9	委員推薦	5. 6. 5 適 合

第 3 節 認 定 ・ 告 示

地方公営企業等の職員が結成し、又は加入する労働組合については、労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者（使用者の利益を代表する者）の範囲を、当該企業等又は当該組合の申出等に基づき、労働委員会が認定して告示することとされています（地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項）。

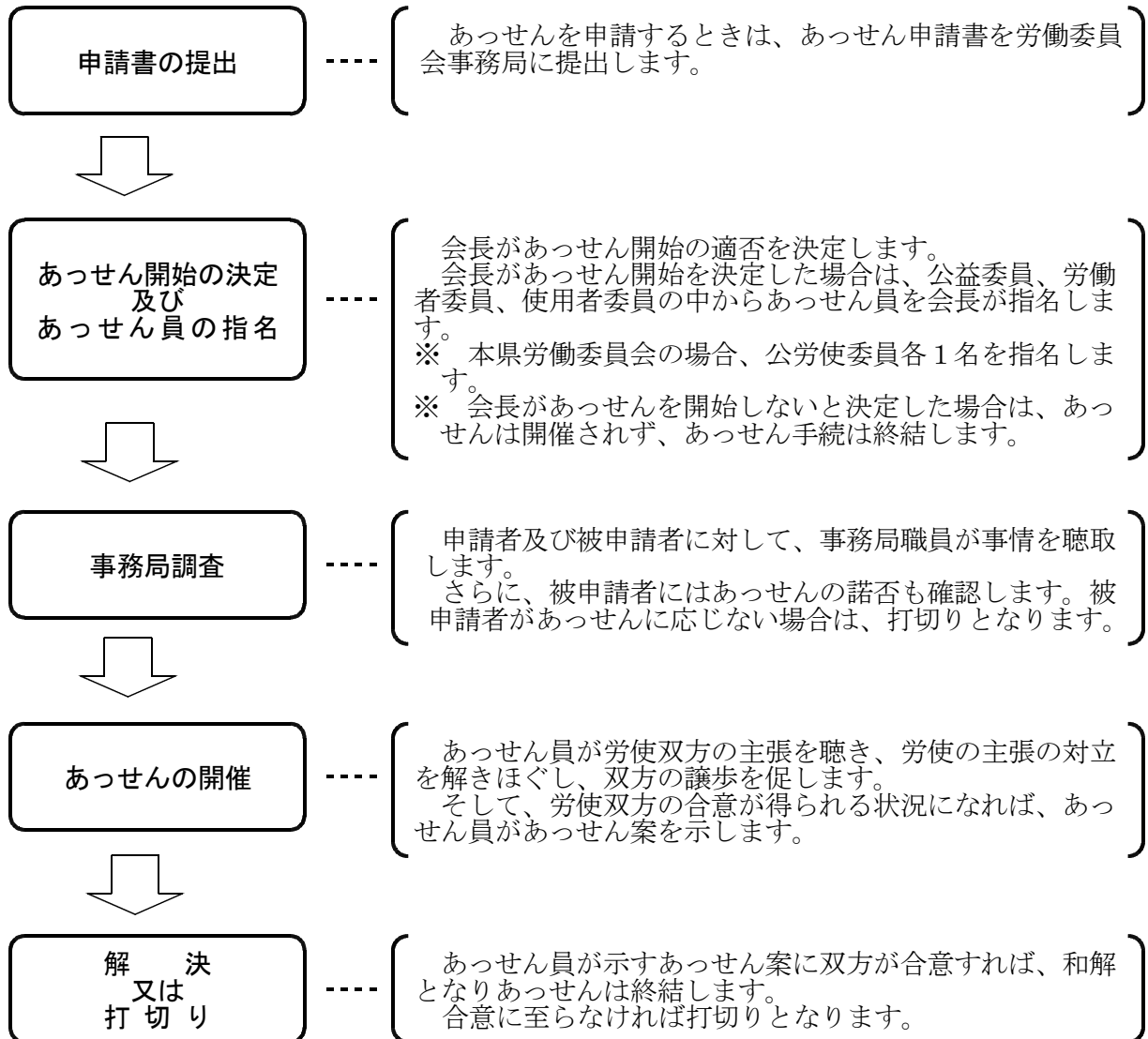
令和 5 年中、認定の申出はありませんでした。

第 5 章 個別的労使紛争のあっせん

第1 概要

労働者個人と使用者との間で生じた労働関係に関する問題（例えば、解雇、パワハラ・嫌がらせ、賃金未払など）について、あっせんを行っています。労働者、使用者のどちらからでも申請できます。

○あっせんの流れ



【注意事項・参考事項】

- 1 あっせん申請は、いつでも取り下げることができます。
- 2 本県労働委員会では、あっせん申請から終結までの目標処理期間を、30日と定めています。

第2 概況

令和5年の取扱件数は、前年繰越0件、新規申請5件で、解決2件、打切り2件、不開始1件でした。

紛争内容別では、「解雇・雇止め」、「退職」、「賃金関係」、「労働条件」及び「その他」が各1件、「パワハラ・嫌がらせ」が3件で、業種別では、「建設業」、「製造業」、「卸売業、小売業」、「教育、学習支援業」及び「複合サービス事業」が各1件でした。

1 あっせん事件取扱件数

係 属			終 結 状 況					次 年 繰 越	
前 年 繰 越	新 規	計	解 決		打 切 り	取 下 げ			不 開 始
			あ 自 主 せ 解 ん 決 中	あ 受 つ せ ん 案 諾		あ 指 つ せ 名 ん 員 前	あ 指 つ せ 名 ん 員 後		
—	5	5	—	2	2	—	—	1	0

2 紛争内容別取扱件数

解雇 ・ 雇止め	退職	賃金関係	労働契約	懲戒処分	労働条件	パワハラ ・ 嫌がらせ	その他
1	1	1	—	—	1	3	1

(注) 1件の事件に複数の内容を含む場合があるため、あっせん事件取扱件数と紛争内容別取扱件数の合計は一致しない。

3 業種別取扱件数

建設業	製造業	卸売業, 小売業	宿泊業, 飲食 サービス業	医療, 福祉	サービス業	教育、 学習支援 業	複合 サービス 事業
1	1	1	—	—	—	1	1

第3 個別あっせん事件一覧

事件番号	申請者	あっせん事項	申請年月日	開始年月日	あっせん回数	あっせん結果	終結年月日	所要日数	あっせん員(公)(労)(使)	業種別
5・1号	労働者	・職場環境の改善 ・復帰後はフルタイムで働ける環境を整備すること	5 ・ 4 ・ 4	5 ・ 4 ・ 12	0	打切り	5 ・ 4 ・ 24	21	山崎 ・ 西村 ・ 関本	卸売業・小売業
5・2号	労働者	・「職務発明の継承に関する契約」の話し合いに応じること	5 ・ 4 ・ 24	—	—	不開始	5 ・ 5 ・ 8	15	—	製造業
5・3号	労働者	・適正な人員配置がなされなかったことにより、身体的精神的な苦痛を与えられたことによる慰謝料の支払い	5 ・ 5 ・ 2	5 ・ 5 ・ 9	1	解決	5 ・ 7 ・ 24	84	山崎 ・ 西村 ・ 河野	教育、学習支援業
5・4号	労働者	・雇止めは無効であるため、継続雇用を希望する。	5 ・ 7 ・ 11	5 ・ 7 ・ 24	0	打切り	5 ・ 8 ・ 3	24	八重尾 ・ 武井 ・ 工藤	複合サービス事業
5・5号	労働者	・休職期間満了による退職扱いの撤回	5 ・ 8 ・ 8	5 ・ 8 ・ 10	1	解決	5 ・ 9 ・ 11	35	八重尾 ・ 武井 ・ 関本	建設業

第4 個別あっせん事件の概要

令和5年（個）第1号 あっせん事件

申請	令和5年4月4日
申請者	労働者A
被申請者	株式会社B
あっせん事項	職場環境の改善 復帰後はフルタイムで働ける環境を整備すること
あっせんの結果	令和5年4月24日 打切り

1 申請の概要

Aは、Bに約10年勤務する正社員。

約3年程前から、Bの役員がAに対し冷たい態度を取り始め、ある時、その役員がAの言動について激高し、書類を投げつけるなどした。その後、AはBの社長に対し、役員を改めさせることを含め職場環境の改善について相談したところ、Aと役員との勤務時間をずらすなど、役員との接触を控えるような対応をとられたが、Aは次第に体調が悪化し、休職するに至った。

その後、Aは労働局に、職場環境の改善を求め、紛争解決援助制度を申立てたが、歩み寄りによる解決ができないとして打切りとなった。

このため、Aから職場環境の改善及び復職後はフルタイムで働ける環境を整備することを求めて、あっせん申請がなされた。

2 当事者の主張

(1) 申請者の主張

- ・ 配置換えや職場環境の改善、役員態度などの改善を希望していたが、改善されなかった。

(2) 被申請者の主張

- ・ 配置換えはすぐにはできない。
- ・ 職場環境作りは、Aと役員との勤務時間をずらして働くやり方しかないと思うが、人手不足により2人体制での勤務でないと困るため、このやり方では限界がある。

3 あっせんの結果

Bが不応諾の意思を示し、あっせんに応じる見込みがないと判断したため、あっせんを打ち切った。

令和5年（個）第2号 あっせん事件

申請者	労働者C
被申請者	有限会社D
あっせん事項	「職務発明の継承に関する契約」の話し合いに応じること
あっせんの結果	令和5年5月8日 不開始

1 申請の概要

Cは、Dに正社員として勤務し、商品開発を担当していた。これまでに職務発明で特許を5件取得し、いずれも発明者をC、特許権利者をDとしている。

Cは、発明者の権利として職務発明の対価をDに主張するため、就業規則に職務発明の継承に関する規定を入れるよう話し合いを求めたが、DはCの要求に無回答であった。

このため、Cから、「職務発明の継承に関する契約」の話し合いにDが応じることを求めてあっせん申請がなされた。

2 当事者の主張

(1) 申請者の主張

- 商品開発を担当。これまで職務発明で特許を5件取得し、いずれも発明者をC、特許権者をDとしている。発明者として職務発明の対価を会社に主張したいが、Dが話し合いに応じない。

(2) 被申請者の主張

※ 不開始につき事情聴取は行っていない。

3 あっせんの結果

本事案は、特許法に関する高度な専門性を必要とする事案であるため、個別的労使紛争の処理に関する実施要領に規定する「会長があっせんの対象とすることが適当でないと判断した紛争」に該当すると判断し、あっせんを不開始とした。

令和5年（個）第3号 あっせん事件

申請者	労働者E
被申請者	法人F
あっせん事項	適正な人員配置がなされなかったことにより、身体的精神的苦痛を与えられたことによる慰謝料の支払い
あっせんの結果	令和5年7月24日 解決

1 申請の概要

Eは、Fに専門業務型裁量労働制で勤務する正職員。

Eの在籍する部署に欠員が生じ、Eの業務負担が増加し、Eは土曜日(法定外休日)に就業するため、上司に就業許可を申請したところ、上司は最初の1か月は認めたが、それ以降は、Eが業務に慣れたこと等を理由に認めなかった。しかし、業務負担は続いたため、Eは許可なく土日に就業したが、その分の賃金の支払いはなかった。

その後も長期にわたり人員不足が続く等、Eの労働環境が改善されなかったため、Eは上司やFに対し、適正な人員配置等を求めて様々な申立てを行ったが、解決に至らなかった。また、労働基準監督署に対し、Fの専門業務型裁量労働制違反の申立てを行ったが、調査の結果、違反は認められないとの結論が出された。

このため、Eから、土日に就業した未払賃金及び適正な人員配置がなされなかったことにより身体的精神的な苦痛を与えられたことによる慰謝料の支払いを求めて、あっせん申請がなされた。

2 当事者の主張

(1) 申請者の主張

- ・ 土日に就業した未払賃金、及び適正な人員配置がなされなかったことにより身体的精神的な苦痛を与えられたことによる慰謝料の支払いを求める。

(2) 被申請者の主張

- ・ 土曜日の就業許可の判断において明らかな誤りがあったと判断できる当時の資料等がないため、謝罪や慰謝料等の支払いは対応しない。

3 あっせんの結果

あっせんの方針としては、事実関係の確認には深く踏み込まず、金銭支払いによる解決を図ることとした。

事実関係についての主張は大きく対立していたが、Fから、あっせんでは事実認定を行わないことを踏まえ、この長期にわたるトラブルを解決するための解決金ということであれば金銭解決に応じる意向が確認できた。

解決金の額について確認したところ、双方の意向に大きく隔たりがあったため、あっせん員が双方に対し、和解によるメリットなどを説明し、説得するとともに、Eに対しては仮に裁判に移行した場合の見通しについて法的観点から見解を伝えたところ、双方から●円の支払いで解決に応じる意向が確認できた。

「解決金として●円を支払うこと」を含めたあっせん案を双方が受諾し、事件は解決した。

令和5年（個）第4号 あっせん事件

申請者	令和5年7月11日
被申請者	労働者G
あっせん事項	株式会社H
あっせんの結果	雇止めは無効であるため、継続雇用を希望する。 令和5年8月3日 打切り

1 申請の概要

Gは、Hに2か月の契約期間で勤務する時給制契約社員。

バイクを使う外回りの業務を担当する予定であったが、バイクの運転技術が未熟であったことから、内勤の業務に転換するため、当初の契約を約1か月で合意解除し、契約期間2か月の時給制契約社員として再契約した。

当初の契約及び再契約期間中に欠勤や遅刻が複数回あったことから、Hは雇止め予告通知をGに交付した。

Gは、Hに対し解雇理由証明書の交付を請求し、「雇止め理由証明書」の交付を受けたところ、契約を更新しない理由として「勤務成績及び勤務態度（複数回の遅刻、突発欠務）等を勘案し、総合的に判断したもの」との記載があり、その理由に納得できないとして継続雇用を求めたが、拒否された。

このため、Gから、継続雇用（契約の更新）を求めて、あっせん申請がなされた。

2 当事者の主張

(1) 申請者の主張

- ・ 欠勤は事前に連絡済みであったり、体調不良により休んだものである。遅刻も雨天による交通渋滞にまきこまれたもので、連絡もしている。
- ・ 雇止めは無効であるため、継続雇用を希望する。

(2) 被申請者の主張

- ・ 勤務成績及び勤務態度（複数回の遅刻、突発欠務）等を勘案し、総合的に判断したものであり、契約更新はできない。

3 あっせんの結果

Hが不応諾の意思を示し、あっせんに応じる見込みはないと判断したため、あっせんを打ち切った。

令和5年（個）第5号 あっせん事件

申請者	労働者 I
被申請者	株式会社 J
あっせん事項	休職期間満了による退職扱いの撤回
あっせんの結果	令和5年9月11日 解決

1 申請の概要

I は、J に約4か月勤務する契約社員。

入社して約2週間後に同僚との言い争いから手を叩かれるトラブルが発生した。2日後に I が病院を受診したところ、精神疾患により〇か月の療養を要すと診断された。

I は診断書を J の社長に提出し、休職したい旨を申し出たが、退職されたら困る、もう少し頑張っって欲しいと言われ、休職は認められなかった。その1か月後に、業務量が増大するようになり、I は病院を再受診したところ、精神疾患により〇月末まで療養を要すと診断されたため、診断書を J の社長に提出し、休職したい旨を申し出たところ、翌月からの休職が認められた。

就業規則では私傷病による休職期間は2か月と定められているが、診断書に記載された療養期間が2か月を超える期間であったため、J の配慮により、診断書に記載された療養期間まで休職期間を延長することが認められたが、休職期間中に復職できない場合は休職期間満了をもって退職となると説明を受けた。

I は、当初、会社の規定であるため仕方ないと思い納得していたが、後日、職場環境が原因で発病したため退職する必要はないのではないかと思い直し、弁護士に相談し、委託契約を締結した。当該弁護士から J に対し、自然退職に納得できないとして継続雇用を求めたが、解決には至らなかった。

このため、I から、休職期間満了による退職の撤回を求めて、あっせん申請がなされた。

なお、I は、休職中に傷病手当金を受給していたが、業務上の疾病であるとして労災申請手続を並行して行っていた。

2 当事者の主張

(1) 申請者の主張

- ・ 同僚のハラスメント（暴力・無視）により精神疾患を発症し、休職せざるを得なかったことは、労働災害に該当する。
- ・ 休職期間満了による退職を撤回して欲しい。

(2) 被申請者の主張

- ・ 同僚の行為はハラスメントに該当しないため、I の傷病については労働災害に該当しない。
- ・ 就業規則により、私傷病による休職期間が満了してもなお傷病が治癒せず、就業が困難な場合は、休職期間の満了をもって退職とする。

3 あっせんの結果

あっせんの方針としては、事実関係や双方の主張・認識及び解決方法について確認

しつつ、和解条件を調整することを第一に進行することとした。

Iが体調が回復し次第復職する意向を示し、継続雇用を求めたのに対し、Jは、元の職場には人員を補充していることや、他に復職できる場所がないことから、この復職には応じられないが、このトラブルを早期に解決したい意向があることから、金銭解決を検討する余地はあるとの回答があった。

Iに対し、Jの意向を伝えたところ、●円なら応じられるが、謝罪して欲しい、和解するなら労災申請は取り下げるとの返答があり、JにIの意向を伝えたところ、●円で構わないが、Jが立替払いをしている社会保険料相当分を解決金から控除して欲しいとの返答があった。

あっせん員から双方に丁寧な説明・説得を粘り強く行い、双方から、解決金を●円とし、実際にはその金額から社会保険料相当分▲円を控除した■円を支払うことでの解決に応じる意向が確認できた。

最終的に、「○月○日付けで合意退職すること」「解決金として●円を支払う義務があり、解決金の支払いに当たっては、社会保険料相当分▲円を控除した金額■円を支払うこと」「あっせんとなった経緯について遺憾の意を表すること」を含めたあっせん案を双方が受諾し、事件は解決した。

なお、労災申請は和解の翌日取り下げられた。

第 6 章 勞 働 相 談

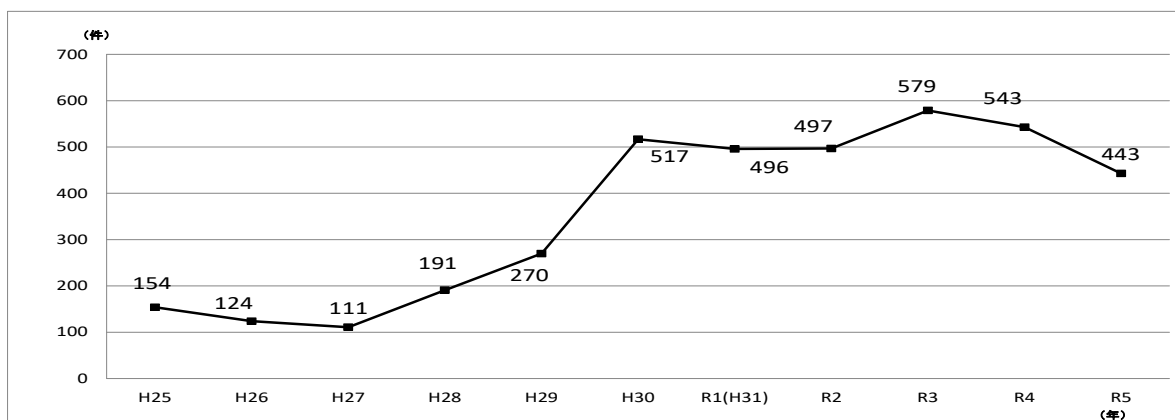
第1 概要

本県労働委員会では、労働者と使用者との間の労働条件や職場の人間関係に起因するパワハラ等、労働問題全般にわたる様々な相談を受け付け、必要な情報の提供や助言を行っています。相談の内容によっては「個別的労使紛争のあっせん」制度を活用して解決を促すことも行います。

第2 概況

令和5年の相談件数は443件で、前年に比べ100件減少しました。直近5年間の相談件数は500件前後で推移していましたが、大幅な減少となりました。

図1 年次別相談件数の推移



令和5年の相談を内容別にみると、次のとおりとなっています。

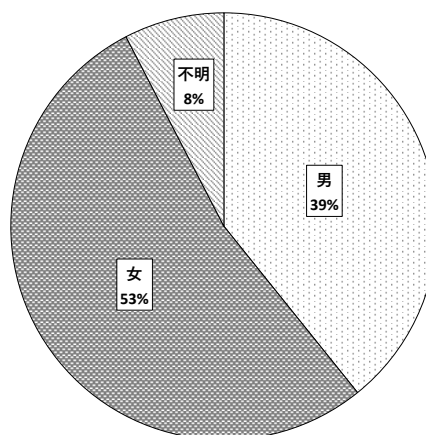
1 性別、年代別相談件数（労働組合、企業等は除く）

相談者（件数）を性別にみると、男性160件（39%）、女性217件（53%）と、女性からの相談が多くなっています。

表1 性別相談件数

性別	件数
男	160
女	217
不明	31
合計	408

図2 性別相談割合

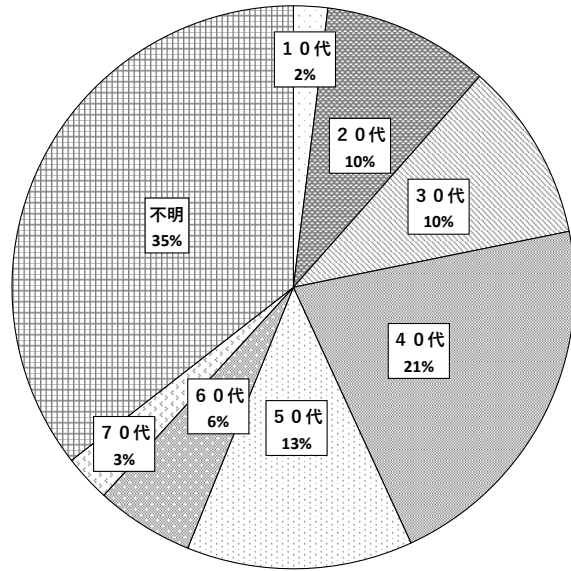


また、相談者（件数）を年代別にみると、40代が87件（21％）で最も多く、次いで50代が53件（13％）、30代が42件（10％）となっており、40代・50代からの相談件数が全体の34％を占めています。

表2 年代別相談件数

年代	件数
10代	8
20代	39
30代	42
40代	87
50代	53
60代	23
70代	11
不明	145
合計	408

図3 年代別相談割合



2 雇用形態別相談件数（労働組合、企業等は除く）

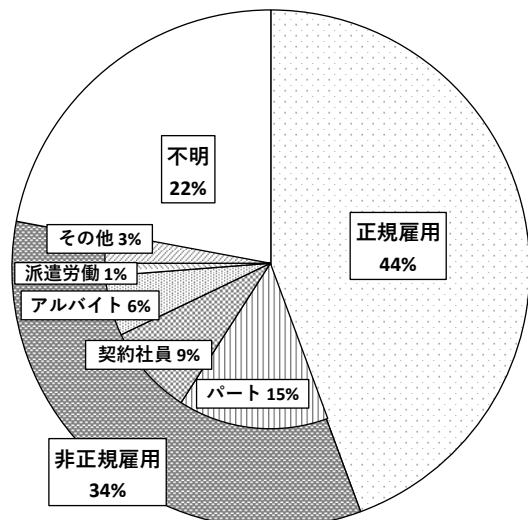
相談者（件数）を雇用形態別にみると、正規雇用者が181件（44％）、非正規雇用者が137件（34％）となっています。非正規雇用者の内訳をみると、パートが60件で、非正規雇用者の44％を占めています。

男女別では（不明を除く）、男性は正規雇用者が86件（男性全体の70％）、非正規雇用者が37件（同30％）であるのに対し、女性は正規雇用者が91件（女性全体の49％）、非正規雇用者が94件（同51％）であり、男性に比べて非正規雇用者の占める割合が高くなっています。

表3 雇用形態別、性別相談件数

	男	女	不明	合計	
正規雇用	86	91	4	181	
非正規雇用	パート	56	2	60	
	契約社員	19	17	0	36
	アルバイト	12	10	2	24
	派遣労働	3	1	1	5
	その他	4	7	1	12
小計	37	94	6	137	
不明	37	32	21	90	
合計	160	217	31	408	

図4 雇用形態別相談割合



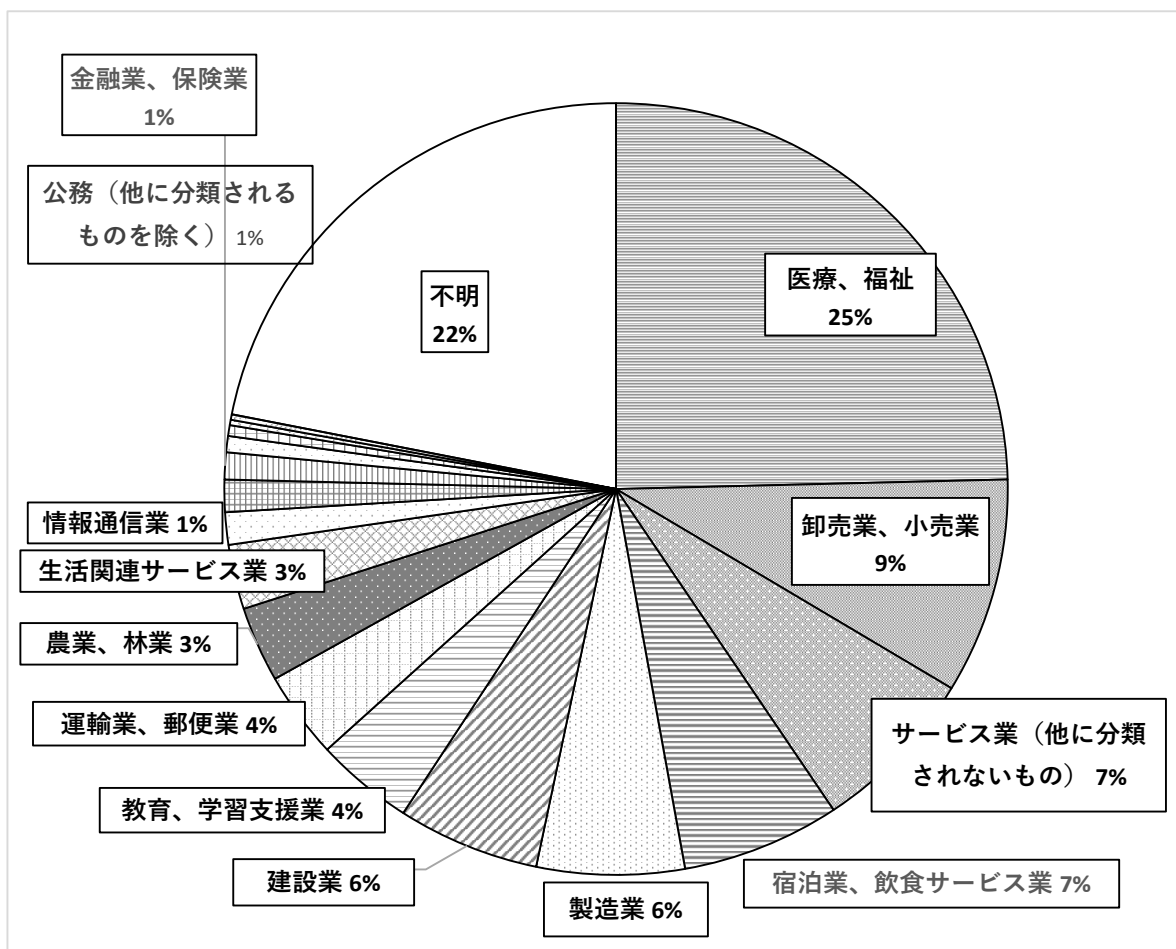
3 業種別相談件数

相談者（件数）を業種別にみると、「医療、福祉」が109件（25%）と最も多く、次いで「卸売業、小売業」40件（9%）、「サービス業」31件（7%）となっています。

表4 業種別相談件数

医療、福祉	卸売業、小売業	サービス業（他に分類されないもの）	宿泊業、飲食サービス業	製造業	建設業	教育、学習支援業	運輸業、郵便業	農業、林業	生活関連サービス業、娯楽業	情報通信業	公務（他に分類されるものを除く）	金融業、保険業	電気・ガス・熱供給・水道業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	複合サービス業	不明	計
109	40	31	29	27	26	18	16	14	12	6	6	5	3	2	1	1	97	443

図5 業種別相談割合



※1%以上の業種を表記

4-1 相談内容別相談件数

相談内容を大きく「経営・人事」「賃金等」「労働条件等」及び「人間関係」の4つに分類すると、「労働条件等」に関する相談が297件（41%）と最も多くなっています。

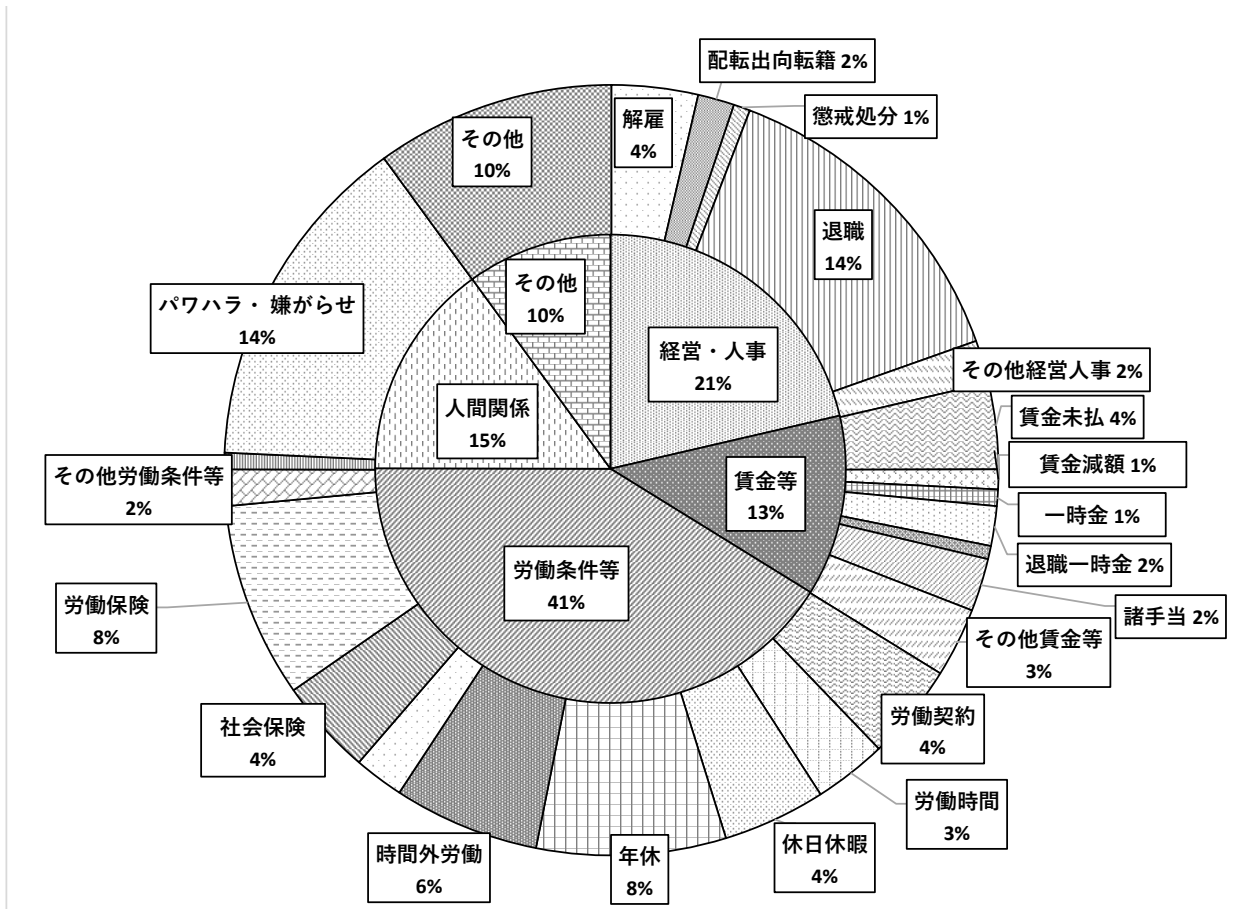
個別の相談内容では、「パワハラ・嫌がらせ」が103件（14%）と最も多く、次いで「退職」99件（14%）、「労働保険」59件（8%）、「年休」57件（8%）となっています。

表5 相談内容別相談件数

経営・人事				賃金等							労働条件等							人間関係		その他	計				
解雇	配転出向転籍	懲戒処分	退職	その他経営人事	賃金未払	賃金増額	賃金減額	一時金	退職一時金	解雇手当	諸手当	年金	その他賃金等	労働契約	労働時間	休日休暇	年休	時間外労働	安全・衛生	社会保険		労働保険	その他労働条件等	セクハラ	パワハラ・嫌がらせ
26	11	5	99	13	26	6	5	12	4	16	21	29	22	31	57	44	15	29	59	11	5	103	72	721	

(注) 相談1件当たり複数の内容を含む場合があるため、相談件数と相談内容別相談件数の合計は一致しない。

図6 相談内容別相談割合



※1%以上の相談内容を表記

4-2 雇用形態別、相談内容別相談件数(労働組合、企業等は除く)

雇用形態別に相談内容を大分類で見ると、正規雇用者、非正規雇用者ともに「労働条件等」が最も多く、正規雇用者では158件(46%)、非正規雇用者では76件(37%)となっています。次いで多いのが正規雇用者、非正規雇用者ともに「経営・人事」で、正規雇用者では83件(24%)、非正規雇用者では45件(22%)となっています。

個別の相談内容では、正規雇用者、非正規雇用者ともに「退職」が最も多く、正規雇用者で58件(17%)、非正規雇用者で29件(14%)となっています。

次いで、正規雇用者、非正規雇用者ともに「パワハラ・嫌がらせ」が多く、正規雇用者で53件(15%)、非正規雇用者で28件(14%)となっています。

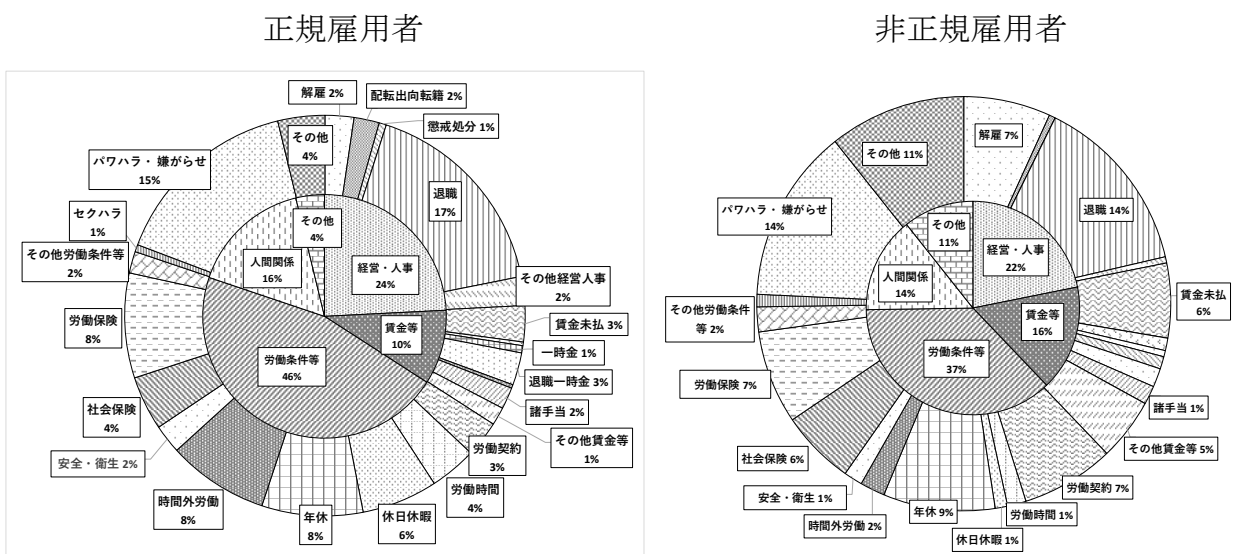
表6 雇用形態別、相談内容別相談件数

	経営・人事					賃金等							労働条件等							人間関係	その他	計				
	解雇	配転出向転籍	懲戒処分	退職	その他経営人事	賃金未払	賃金増額	賃金減額	一時金	退職一時金	解雇手当	諸手当	年金	その他賃金等	労働契約	労働時間	休日休暇	年休	時間外労働	安全・衛生	社会保険		労働保険	その他労働条件等	セクハラ	パワハラ・嫌がらせ
正社員	8	7	2	58	8	10	1	2	9	1	6	5	10	13	21	28	28	8	15	29	6	2	53	13	343	
非正規	パート	5	1	16	1	5	1	1	1	1	2	5	5	1	1	11	2	2	5	5	2	1	14	6	93	
	契約社員	5		8		2	1	1	1				5	1	4				4	4				9	7	52
	アルバイト	3		4		5					1	1	4	3	1	1	2	1		3	2			3	2	37
	派遣労働	1									1		1			2				1	1				1	8
	その他				1									2						2	2			1	2	6
小計	14	1	0	29	1	12	0	2	1	2	3	0	10	15	3	2	18	4	3	12	15	4	2	28	22	206

(注) 労働組合や企業等からの相談を除いているため、表5とは整合しない。

また、相談1件当たり複数の内容を含む場合があるため、相談件数と雇用形態別、相談内容別相談件数の合計は一致しない。

図7 雇用形態別相談内容割合



※1%以上の相談内容を表記

第 7 章 広 報 活 動

労働委員会は、労働組合又は労働者個人と使用者との間に生じた労働関係のトラブルを迅速に解決し、労使関係の安定を図る行政機関であることを、広く県民の皆さんに知っていただく広報活動を行っています。

1 労働相談週間の実施

平日の日中では相談できない方のために、2月と10月に「労働相談週間」として、平日の受付時間を延長し、土曜・日曜にも相談を受け付けました。

期 間	2月4日(土)～2月10日(金)	10月14日(土)～10月20日(金)
時 間	平日 8:30～19:00 土曜・日曜 9:00～17:00	平日 8:30～19:00 土曜・日曜 9:00～17:00
場 所	宮崎県労働委員会事務局内	
相 談 方 法	電話、面談、FAX、インターネット	
対 応 者	事務局職員	
期間中の相談件数	19件	25件
うち夜間	1件	1件
うち土日	6件	7件

2 ホームページでの情報提供等

労働相談の受付状況を見ると、労働委員会の認知方法では「ホームページ」の割合が最も高くなっています。このため、ホームページの内容をより見やすく分かりやすい内容に更新するとともに、最新情報の掲載（随時更新）及び毎月のアクセス件数の把握に努めました。

労働委員会の認知方法推移

	(%)						
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
ホームページ	20.4	37.9	39.7	43.1	54.9	55.7	50.8
他機関からの紹介	14.1	15.1	12.9	13.5	12.6	10.1	12.6
労委を既知	8.5	4.6	4.2	4.8	4.8	5.9	4.1
知人からの紹介	3.7	5.2	3.8	4.8	5.4	3	3.4
パンフレット類	13.3	7.4	5.4	5.8	2.8	2.6	2.3
テレビ	6.3	4.1	5.0	2.6	2.2	6.6	2
ラジオ	3.3	3.7	2.2	3.8	1.2	1.3	0.7
電話帳	17.8	7.9	5.8	1.0	1.4	0.9	0
その他	0	0	0.6	1.6	1.4	0.6	0.5
市町村の広報誌	1.5	1.5	1.2	1.4	1.6	0.7	0.5
ポスター	1.1	1.2	0.2	0.2	0.3	0	0.2
新聞	0	1.5	1.6	3.0	0.9	0.9	1.8
不明	10.0	9.9	17.1	14.3	10.5	11.6	21.2
合計	100	100	100	100	100	100	100

The screenshot shows the Miyazaki Prefecture Labor Commission website. At the top, there is a navigation bar with the Miyazaki Prefecture logo and various service categories like 'くらし・健康・福祉' (Living, Health, Welfare), '防災・安全・安心' (Disaster Prevention, Safety, Peace of Mind), '観光・魅力' (Tourism, Charm), '教育・子育て' (Education, Child-rearing), 'しごと・産業' (Work, Industry), and '県政情報' (Prefecture Information). Below this is a search bar and a '緊急情報' (Emergency Information) button. The main content area features a large banner for '職場の困りごとをご相談ください' (Please consult us about workplace troubles) with the phone number '0985-26-7538' and operating hours: '月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 8時30分～12時00分 13時00分～17時00分'. Below the banner is a section for '労働相談週間' (Labor Consultation Week) with the text '相談無料!' (Free consultation!), '匿名OK!' (Anonymous OK!), and '秘密厳守!' (Strictly confidential!). At the bottom, there is a '新着情報' (New Information) section with a list of recent news items, including '2023年10月3日 訪問延長・土日どうぞ!「労働相談週間」を10月14日(土曜日)まで実施します!(プレスリリース)' and '2023年8月31日 あっせん品役種別名簿を公開しました'.

(宮崎県ホームページ)

3 各種媒体による広報活動

10月の「個別労働関係紛争処理制度周知月間」や、2月及び10月の「労働相談週間」を中心に、テレビやラジオ、新聞、県や市町村が発行する広報誌など、様々な媒体を活用して広報活動を行いました。

- ・ テレビ：MR T「おしえて！みやざき」、UMK「みやざきゲンキTV」
- ・ ラジオ：MR T「おはよう県庁です」、エフエム宮崎「Todayみやざき」
- ・ 新聞：各紙「県政けいじばん」
- ・ 広報誌：各市町村広報誌
- ・ SNS：「宮崎県広報」、「県雇用労働政策課」Facebook、Twitter、LINE公式アカウント

4 出前講座

県民、各種団体等からの依頼に応じて「職場でトラブルに遭わないために」等をテーマとした出前講座を実施し、注意すべき労働法令の解説や、労働委員会制度のPR等を行いました。

出前講座の様子



(事務局職員による講義)

5 関係機関等との連携

関係機関等に対し、ポスター等の啓発資料を配付することで、本県労働委員会の認知度向上に努めました。

また、労働相談件数の業種別割合において「医療・福祉」が最も多くなっていることから、医療・福祉関係団体構成員へ啓発資料の配付や、労働相談会の情報提供を行う等、相談しやすい環境づくりを行いました。

さらに、商工労政主管課や自殺対策主管課等、県庁内の関係各課にも労働委員会制度の周知協力を求め、連携の強化に努めました。

ポスター

日本のひなた宮崎県

働く皆さんも
雇う側の皆さんも

無料
匿名OK

解雇 賃下げ 退職

パワハラ 配置転換 など

職場の困りごとは
こちらへ
ご相談ください。

労働委員会が
解決をお手伝い
します!

働くあんしんサポートダイヤル
(0985)26-7538
月曜～金曜(祝日・年末年始を除く)8:30～12:00, 13:00～17:00

宮崎県労働委員会
〒880-0805 宮崎市横通東1丁目9-10 (県庁3号館6階)

この二次元バーコードから
ホームページにアクセスできます!▶▶▶

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/rohdohi/index.html>

リーフレット

労働相談事例

- 退職したいが辞めさせてもらえない
- 雇止めを撤回してほしい
- 突然の解雇に対し金銭で解決したい
- 懲戒処分を撤回してほしい
- 内定取り消しを撤回してほしい
- 解雇を撤回してほしい
- 退職しないかと言われた
- 待機期間中の賃金を支払ってほしい
- 職場でパワハラを受けている
- 勤務日数等の労働条件の不利益変更を撤回してほしい

などなど…

宮崎県労働委員会のHPでは、上記の事例の中であっせんに至った事例について詳しい内容と解決までの流れを紹介しています！



宮崎県労働委員会

〒880-0805
宮崎市橋通東1丁目9-10 県庁3号館6階
8:30～12:00、13:00～17:00
※土日祝・年末年始を除く

TEL **0985-26-7538**
(相談専用ダイヤル)

FAX 0985-20-2715
HP 相談フォームを用意しています

宮崎県労働委員会

仕事のトラブルで ま悩みの方へ

～あきらめないで相談を～

- 突然解雇された…
- 残業代が出ない…
- なぜ急に異動？…
- パワハラでは？…

相談無料 秘密厳守

宮崎県労働委員会
TEL 0985-26-7538

労働委員会って何をするの？

労働委員会は労使間のトラブルを解決するために、法律によって設けられた行政機関です。労使トラブルの自主的な解決が困難な場合に、あっせんにより公正・中立な立場で問題解決のお手伝いをします。

公正・中立
無料です。

労働委員会は三者構成です

三者それぞれの立場を反映させた総合的な観点から、労使トラブルの解決のお手伝いをします。

- 労働者委員**
労働組合の役員など
労働者側の事情を的確に把握
- 公益委員**
弁護士など
公平な第三者の立場
- 使用者委員**
会社の役員など
使用者側の事情を的確に把握

まずはご相談ください！

労働に関するご相談、ご質問を幅広く受け付けています。相談は無料、秘密は厳守します。相談方法は、来所、電話、FAX、インターネットなどで可能ですので、お気軽にご連絡ください。また、あっせんによるトラブルの解決支援も行っています。

解雇トラブルが解決したケース

労働者と使用者のトラブル解決(あっせん)

個々の労働者と使用者との間で生じた、労働条件などをめぐるトラブルについて、当事者同士での解決が困難な場合、労働委員会(あっせん)が労使の間に立ち双方の主張を確認し、公正・中立な立場から妥協点を見つけ出し解決に向けたお手伝いをします。あっせん申請は、労働者の方、使用者の方、双方から受け付けています。

労使間でトラブルが発生(自主解決が困難) → 労働委員会へあっせん申請 → 事務局職員による事情聴取 → あっせん実施(あっせん案提示) → 受諾(解決) / 拒否(打ち切り)

労働委員会PR用チラシ

労働者（働く人）と使用者（会社、団体等）のみなさん

労働者と使用者の トラブル解決をお手伝いします！

相談無料 秘密厳守 公正・中立

こんなお悩み、ありませんか？

労働者側の相談例

- ・突然解雇された…
- ・残業代が出ない…
- ・パワハラでは…？

使用者側の相談例

- ・転職に応じてくれない…
- ・勤務態度に問題のある職員がいて困っている…

まずは「相談」してみましょう！

宮崎県労働委員会では、労働に関するお悩みや労働者と使用者との間で生じたトラブルのご相談を受け付けています。まずは、お気軽に専用ダイヤルまでご相談ください。

※あっせん制度を裏面に御紹介しております。裏面も御覧ください。

～働くあんしんサポートダイヤル～

0985-26-7538 (専用ダイヤル)

※通話料等通信料は利用者負担となります。

受付時間 8:30～12:00、13:00～17:00
(土日・祝日、年末年始を除く)

- ◆労働者の方、使用者の方、双方から受け付けています
- ◆電話相談のほか、メール専用相談フォーム、FAX、面談による相談も受け付けています (相談方法の詳細についてはホームページを御確認ください)

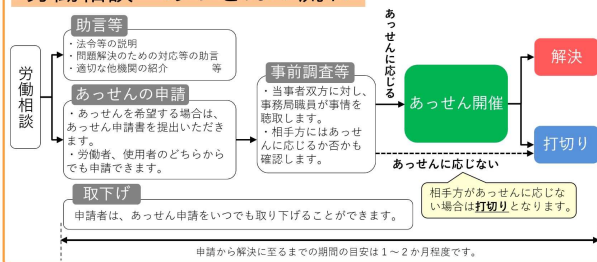
当委員会HPのQRコード

宮崎県労働委員会

〒880-0805 宮崎市橋通東1丁目9番10号 (県庁3号館6階)
TEL: 0985-26-7262 FAX: 0985-20-2715



労働相談・あっせんの流れ



あっせんの対象となるトラブルの例

- 突然解雇されたが、納得できない。
- 一方的に賃金を下げられた。
- 職場のパワハラが改善されない。
- 従業員が配置転換や転職に応じてくれない。

あっせんの対象とならないトラブルとは

一方的に「不満を持っている」というだけではあっせんの対象にはなりません。相手方に訴えても改善されない場合や、当事者同士で話し合いを行ったが解決できなかった場合にあっせんの対象となります。また、裁判や労働審判で争われている事案、労働者の募集・採用に関する事、労働者同士のトラブルは対象外です。

あっせんとは

労働者と使用者間のトラブルについて、労使間の話し合いがまとまらず自主的な解決が望めない場合に、解決に向けたサポートを行う制度です。



あっせんのイメージ

非公開・秘密厳守 無料 簡易・迅速 公正・中立

労働委員会とは

労働委員会とは、労働者個人又は労働組合と使用者との間で生じた紛争を解決するための公正中立な県の行政機関です。

公益委員（弁護士等）、労働者委員（労働組合役員等）、使用者委員（経営者団体の役員等）の公・労・使各側5名、計15名の委員で構成されています。

詳しくは、宮崎県労働委員会のホームページをご覧ください。



宮崎県労働委員会

検索



スマートフォン用QRコード
(当委員会のHPが表示されます)

労働相談会啓発用チラシ(10月労働相談週間)

日本のひなた宮崎県

解雇
休暇・年休
パワハラ
など…

**時間延長・土日もどうぞ！
労働相談週間**

令和5年
10月14日(土)～10月20日(金)

10月14日(土)・15日(日) 9:00～12:00、13:00～17:00
10月16日(月)～20日(金) 8:30～12:00、13:00～19:00

※通常は平日の8:30～12:00、13:00～17:00

**働くあんしんサポートダイヤル
0985-26-7538**

無料 秘密厳守

☆相談方法：電話、面談(要予約)、FAX、HP上の相談フォーム
☆対象者：県内の事業所などに勤務する労働者及び使用者
☆場所：宮崎県労働委員会事務局 (県庁3号館6階) 詳しくは裏面をご覧ください

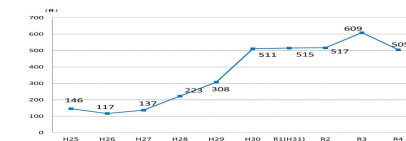
主催：宮崎県労働委員会

解雇、休暇・年休、パワハラなど、職場では様々なトラブルが発生します。宮崎県労働委員会では、職場のトラブルについては、**秘密厳守・無料**で相談を受け付けています。

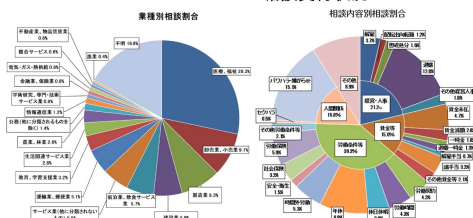
「どこに相談すればいいのかわからない…」
「こんなこと相談していいのかな…」
労働に関するお悩みであればお受けしますので、お気軽にご相談ください。労働組合や使用者からの相談もお受けしています。

そんなお悩みをお持ちの方へ、お知らせします。

労働相談件数の推移



令和4年度の労働相談受付状況



宮崎県労働委員会

〒880-0805
宮崎市橋通東1丁目9番10号
(県庁3号館6階)
TEL: 0985-26-7538 (相談専用)

0985-20

労働委員会
ホームページ

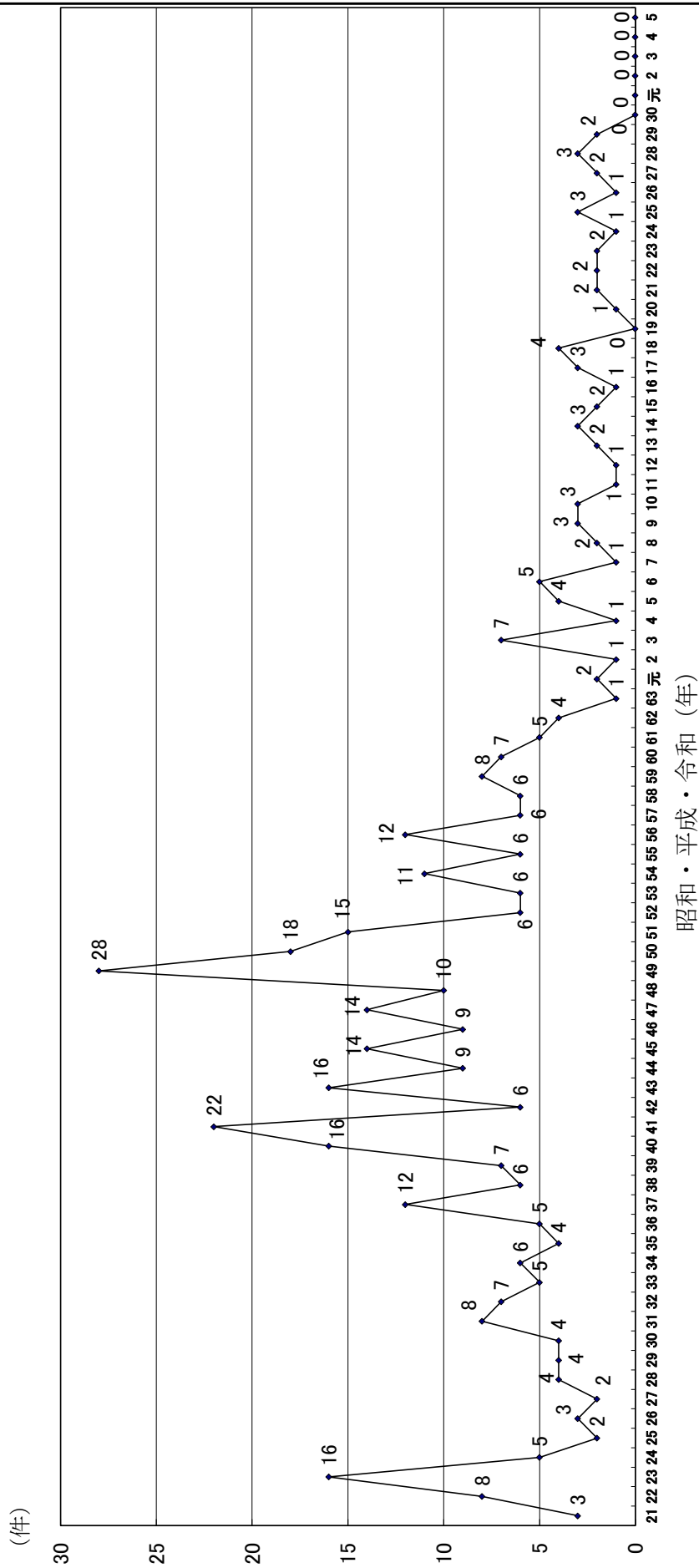


駐車場についてはお問い合わせください

参 考

区分	年	昭					平					令					合計																						
		61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4
係属件数	前年繰越	1	-	3	2	2	-	1	-	-	3	2	-	-	-	1	1	1	-	-	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	...	
	新規	5	4	1	2	1	7	1	4	5	1	2	3	3	1	1	2	3	2	1	3	4	-	1	2	2	2	1	3	1	2	3	2	-	-	-	-	-	431
	計	6	4	4	4	3	7	2	4	5	4	4	3	3	1	1	3	4	3	1	3	4	1	1	2	3	2	2	3	1	2	4	2	-	-	-	-	-	...
あつせん	前年繰越	1	-	3	2	2	-	1	-	-	3	2	-	-	-	1	1	1	-	-	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	...	
	新規	5	4	1	2	-	7	1	4	5	1	2	3	3	1	1	2	3	2	1	3	4	-	1	2	2	2	1	3	1	2	3	2	-	-	-	-	-	412
	小計	6	4	4	4	2	7	2	4	5	4	4	3	3	1	1	3	4	3	1	3	4	1	1	2	3	2	2	3	1	2	4	2	-	-	-	-	-	...
	規則65Ⅱ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	
	解決	3	-	-	1	-	6	-	1	1	-	-	1	1	-	-	1	1	1	1	-	-	-	-	1	1	2	2	1	-	-	1	-	-	-	-	-	227	
	打ち切り	2	1	1	1	2	-	-	-	-	-	2	-	2	1	-	1	2	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	1	4	1	-	-	-	-	-	-	123
	取下げ	-	-	1	-	-	-	2	3	1	2	2	1	-	-	-	-	2	-	2	2	-	-	1	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54
次年繰越	-	3	2	2	-	1	-	-	3	2	-	-	-	-	1	1	1	-	-	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...	
調停	前年繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...
	新規	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18
	小計	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...
	規則70Ⅱ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	解決	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12
	不調	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
	打ち切り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取下げ	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
次年繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...
仲裁	前年繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...
	新規	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...
	規則79	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	裁定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	打ち切り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
取下げ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
次年繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...

図1 新規申請件数の推移



2 不当労働行為事件

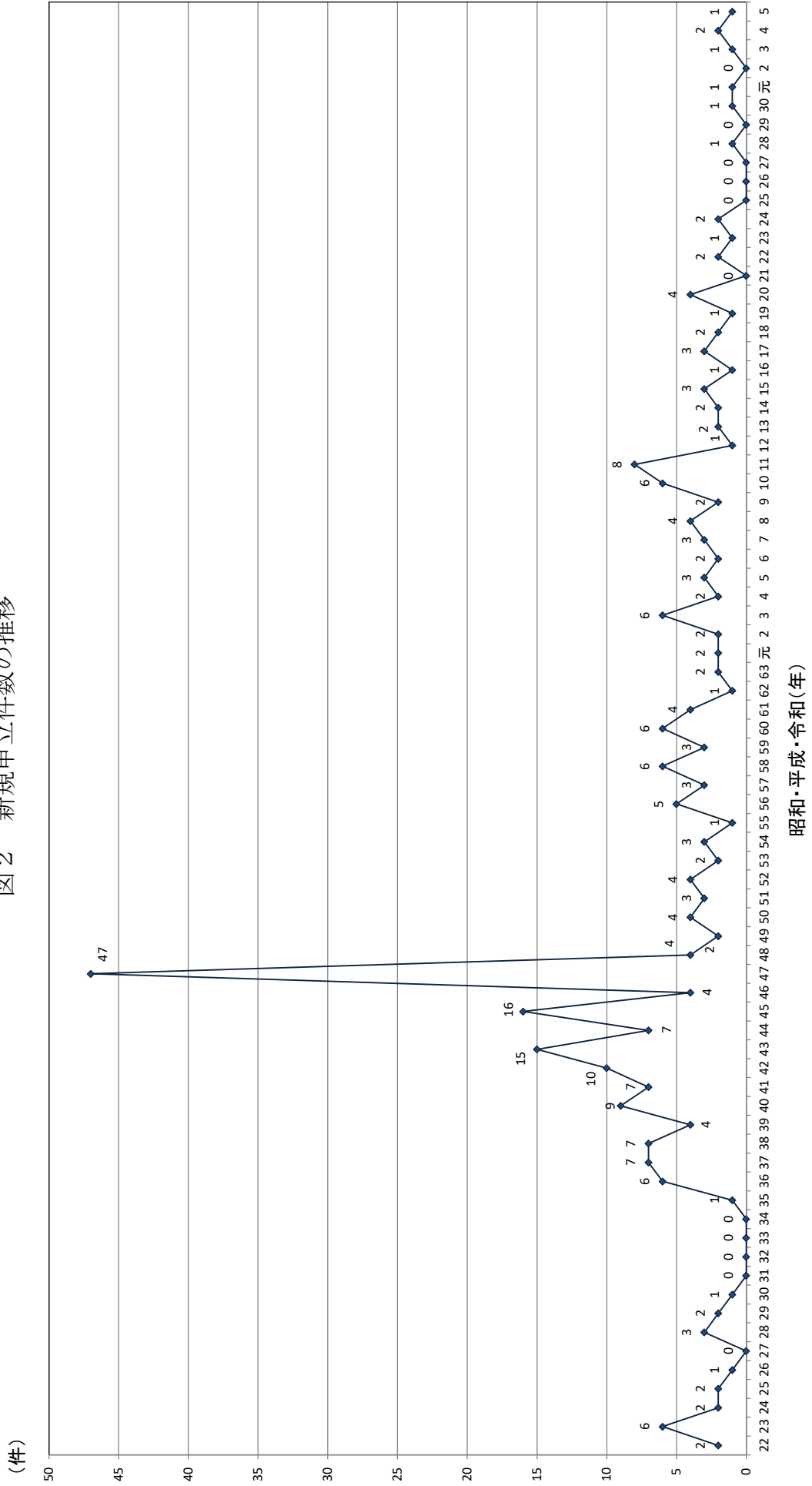
表2 年別取扱件数

区分	年	昭	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58
		係属件数	前年繰越	-	-	2	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	3	3	2	5	9	12	14	23	19	47	38	21	14	16	15	13	12	-	1
新規	-	(2)	(6)	(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	2	6	2	2	1	-	3	2	1	-	-	-	-	-	-	1	6	7	7	4	9	7	10	15	7	16	4	47	4	2	4	3	4	2	3	1	5	3	6
合計	-	(2)	(6)	(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	2	8	8	2	1	-	3	2	1	-	-	-	-	-	-	1	7	7	8	7	12	9	15	24	19	30	27	66	51	40	25	17	20	17	16	13	5	4	9
最終結果	取下げ	-	-	(2)	(7)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	2	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	3	1	2	1	-	2	-	4	-	1	1	-	1	-	-	-	2	12	2	-	-
	無関与和解	-	-	-	1	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	1	5	3	4	3	4	15	8	18	9	1	2	2	-	-	1	1	1
		-	-	-	-	-	-	-	2	1	1	-	-	-	-	-	-	4	2	2	1	7	2	-	1	1	-	1	1	3	-	1	-	2	2	2	1	1	-	2
計	-	-	(2)	(7)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	2	8	1	1	-	3	1	1	-	-	-	-	-	-	7	6	5	2	10	4	5	6	5	7	5	17	12	18	11	1	4	4	4	13	4	1	3	
状況	救済	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2	-	-	1	1	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	棄却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
決却	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	6	-	-	3	2	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
合計	-	-	(2)	(7)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	-	-	2	8	2	1	-	3	2	1	-	-	-	-	-	-	7	6	5	4	10	4	6	12	5	7	8	19	13	19	11	1	5	4	4	13	4	1	3	

(注) () は不正労働事件の再掲

区分	年	昭	59	60	61	62	63	平	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令	元	2	3	4	5	合		
		59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	計					
係属件数	前年繰越	6	3	-	-	1	3	2	1	3	1	3	2	4	3	3	7	11	7	10	1	2	3	2	1	4	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	...					
	新規	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(9)	
	合計	3	6	4	1	2	2	2	6	2	3	2	3	2	4	2	6	8	1	2	2	3	1	3	2	1	4	-	2	1	2	-	-	-	1	-	1	1	1	-	1	2	1	283			
終結	取下げ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(9)		
		3	4	2	-	-	-	2	-	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	2	5	-	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	62	
	無関与和解	-	2	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	2	5	-	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	108
		3	3	2	-	-	1	1	4	2	-	3	1	4	-	2	2	-	-	1	-	-	-	2	-	-	-	1	2	1	1	-	-	1	-	1	-	1	-	1	-	2	1	82			
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(9)
6		9	4	-	-	2	3	4	4	1	3	1	5	1	2	4	5	-	1	12	-	-	3	-	-	-	1	2	1	1	-	-	1	-	1	-	1	-	1	-	2	1	252				
状況	救済	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	21
	棄却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8
	却下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	計	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	31
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(9)	
	6	9	4	-	-	3	3	4	4	1	3	1	5	2	2	4	5	-	1	12	-	-	2	3	2	1	4	1	2	1	1	-	-	1	-	1	-	1	-	3	1	283					

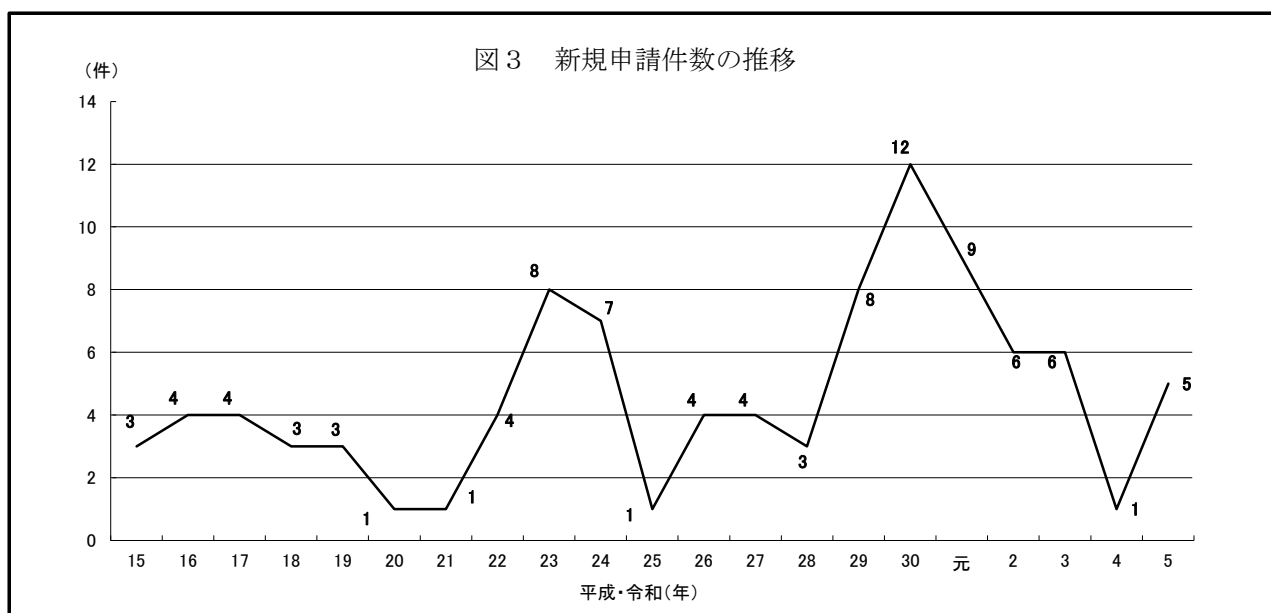
図2 新規申立件数の推移



3 個別あっせん事件

表3 年別取扱件数

区分	年	平成	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和	2	3	4	5	合計
		15															元						
前年繰越		—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	2	3	1	—	2	—	…
新規申請	労働者	2	4	3	3	3	1	1	4	8	7	1	4	3	3	8	12	9	6	6	—	5	93
	使用者	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	4
	小計	3	4	4	3	3	1	1	4	8	7	1	4	4	3	8	12	9	6	6	1	5	97
係属件数計		3	4	4	3	3	1	1	4	8	8	1	4	5	3	8	14	12	7	6	3	5	…
終結状況	不開始	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	1	—	—	1	6
	解決	1	3	3	—	—	—	—	2	3	5	—	1	2	1	1	6	5	2	3	—	2	40
	打ち切り	1	—	1	—	1	1	1	1	3	2	—	1	1	2	4	5	4	3	1	3	2	37
	取下げ	1	1	—	3	—	—	—	1	1	1	—	1	1	—	1	—	2	1	—	—	—	14
次年繰越		—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	2	3	1	—	2	—	—	…

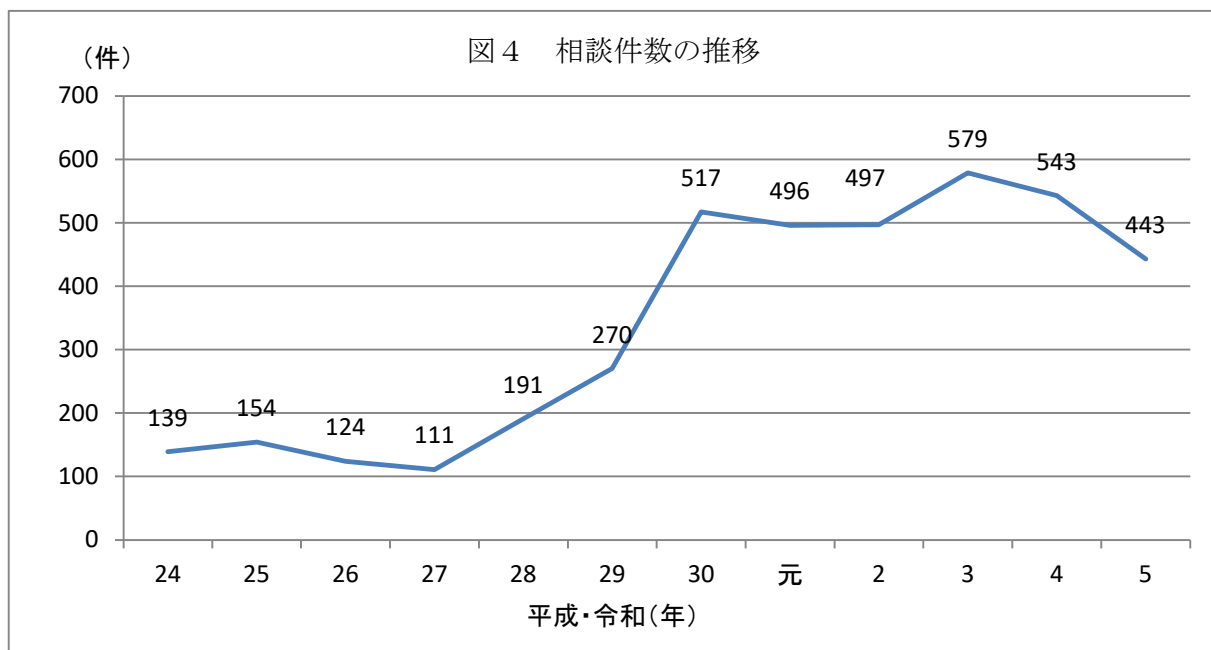


4 労働相談

表4 年別相談件数

		平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	
相談件数		139	154	124	111	191	270	517	496	497	579	543	443	
内容別件数	経営・人事	解雇	25	21	7	10	16	16	41	39	64	46	32	26
		配転出向転籍	1	4	2	3	5	6	15	9	20	15	9	11
		懲戒処分	2	1	1	-	4	2	8	4	10	11	11	5
		退職	23	40	19	20	31	60	100	120	122	108	108	99
		その他	1	0	1	4	2	7	20	17	36	32	16	13
		小計	52	66	30	37	58	91	184	189	252	212	176	154
	賃金等	賃金未払	23	14	19	13	22	30	69	88	63	48	50	26
		賃金増額	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-
		賃金減額	4	7	2	6	8	4	15	7	6	12	16	6
		一時金	-	-	1	5	2	8	11	5	13	12	9	5
		退職一時金	4	5	1	3	5	1	-	6	7	5	11	12
		解雇手当	-	2	1	1	2	4	5	2	16	8	4	4
		諸手当	2	1	2	2	3	5	12	14	22	20	26	16
		年金	-	-	-	-	2	1	-	2	1	-	-	-
		その他	4	5	6	9	13	22	37	29	52	47	25	21
		小計	37	35	32	39	58	75	149	153	180	153	141	90
	労働条件等	労働契約	7	4	4	9	9	21	32	69	65	78	44	29
		労働時間	7	10	5	5	4	13	36	47	48	61	52	22
		休日休暇	1	3	6	3	5	13	21	42	24	26	32	31
		年休	5	9	9	8	18	16	49	49	84	81	84	57
		時間外労働	9	10	4	8	18	21	51	51	46	31	54	44
		安全・衛生	1	2	1	-	-	-	3	-	15	8	9	15
		社会保険	1	5	1	1	4	14	24	26	22	23	31	29
		労働保険	7	14	4	6	5	15	31	57	85	46	51	59
		その他	3	1	1	9	7	7	29	20	21	22	17	11
		小計	41	58	35	49	70	120	276	361	410	376	374	297
	人間関係	セクハラ	2	1	2	2	3	5	15	11	6	17	5	5
		パワハラ・嫌がらせ	10	19	10	16	35	89	175	167	139	190	141	103
		小計	12	20	12	18	38	94	190	178	145	207	146	108
その他	49	31	34	21	67	69	108	78	90	105	92	72		
合計	191	210	143	164	291	449	907	959	1077	1053	929	721		

(注) 相談1件当たり複数の内容を含む場合があるため、相談件数と内容別件数の合計は一致しない。



5 宮崎県労働委員会歴代委員名簿
公益委員（1）

氏名	在職時の職業等	在任期間
小野 鴻基	僧侶 慶正寺住職	暫定
川野 雄三	宮崎市議会議員	暫定
岩切 正	県議会議員	暫定
小村 俊一	宮崎県森林組合連合会会長	第1期
杉原 精一	宮崎農林専門学校長	第1期
萩原 薫	開業医	第1期
蒲生 昌作	都城市消費組合長 県議会議員	第1期～第4期 第6期～第8期
波岡 初太郎	海外同胞救援連合会常任委員	第1期
西田 周作	宮崎農林専門学校教授	第2期
福田 甚二郎	弁護士	第2期～第3期 第10期～第12期 第19期～第23期
原田 宏	農業	第2期
海江田 哲	旭化成株式会社延岡工場 県議会議員	第2期
川関 等基	宮崎工業専門学校教授	第2期
杉尾 利雄	弁護士	第2期 第7期～第9期 第13期～第18期
沼田 義雄	宮崎青年師範学校教授	第3期
吉野 城	宮崎青年師範学校教授	第3期
中井 平一郎	県議会議員・北川村長	第3期
二見 虎雄	弁護士	第4期～第5期
横田 英児	計理士	第4期 第10期～第12期
佐々木 曼	弁護士	第4期～第6期
崎村 太一	宮崎県立飴肥高等学校長 宮崎高等学校長 宮崎中央高等学校顧問	第4期 第19期～第23期
永友 繁雄	中央農地委員	第4期～第5期
甲斐 幹文	宮崎県医師会副会長	第5期
志戸本 慶次郎	県議会議員	第5期～第6期
野崎 親	宮崎県立宮崎大宮高等学校長	第5期
鎌倉 友平	延岡市議会議員	第6期
山本 友博	宮崎大学助教授	第6期
浅見 金夫	宮崎大学教授 宮崎大学農学部教授	第7期 第16期～第18期
日高 清磨瑛	日向日新聞社企画局長	第7期
門馬 博	県公民館連絡協議会会長	第7期
一万田 哲雄	浄土真宗僧侶	第8期～第9期
河野 慶彦	日向日新聞社論説委員	第8期
松山 文二	宮崎大学教授	第8期
野久尾 徳美	県議会議員	第8期～第9期
田村 忠雄	日赤宮崎診療所長	第9期
広田 輝雄	宮崎大学教授	第9期～第11期
河合 弘美	県議会議員 日南商工会議所専務理事	第9期 第13期
三原 七郎	宮崎江南病院長	第10期～第13期

公益委員（２）

氏名	在職時の職業等	在任期間
山口 常雄	日向日新聞社政治経済部長 " 企画調査部長 宮崎日日新聞社企画調査部長	第10期～第15期
岩切 護	宮崎大学講師	第12期～第15期
石川 真澄	宮崎県社会福祉事業団常務理事	第14期～第24期
斉藤 一夫	西日本建設業保証株式会社宮崎営業所長	第14期～第15期
川崎 菊雄	弁護士	第16期～第20期
長沢 光男	宮崎大学学芸学部助教授	第16期～第18期
有馬 輝寿	宮崎県社会福祉事業団理事	第19期～第22期
持永 義夫	弁護士	第21期～第22期
永井 秀雄	技能検定協会専務理事 婦人雇用コンサルタント	第23期～第24期
吉良 啓	弁護士	第23期～第34期
竹内 英夫	宮崎大学教授 宮崎大学名誉教授	第24期～第28期
小倉 一之	弁護士	第24期～第25期
園田 穂	宮崎県厚生教養専門員	第24期～第25期
山元 和麿	(県商工労働部参事)	第25期～第28期
佐藤 安正	弁護士	第26期～第28期
吉野 忠康	西都地区農業共済組合理事	第26期～第27期
日高 敏子	宮崎家庭裁判所調停委員	第28期～第34期
中川 義朗	宮崎大学教授	第28期～第31期
村上 幸一	(県総務部長)	第29期
根井 昂	弁護士	第29期～第33期
垂水 卓夫	(県企業局管理部長)	第29期～第32期
生天目 忠夫	宮崎産業経営大学図書館長兼教授 " 法学部長兼教授	第32期～第34期
岡田 章一	(県企業局長)	第33期
村田 綜	(県企業局管理部長)	第34期～第37期
日野 直彦	弁護士	第34期～第42期
黒田 民子	社会保険労務士	第35期～第37期
橋本 眞	熊本大学大学院法曹養成研究科教授	第35期～第36期
宮田 行雄	弁護士	第35期～第40期
山崎 真一朗	弁護士	第37期～
熊本 稔	(県参事)	第38期
堂園 朋子	社会保険労務士	第38期
中原 健次	(県福祉保健部長)	第39期～第40期
金丸 憲史	特定社会保険労務士	第39期～
後藤 厚一	(県総合博物館長)	第41期～第43期
山口 弥生	弁護士	第41期～
八重尾 龍	弁護士	第43期～
江藤 修一	(宮崎県労働委員会事務局長)	第44期～

宮崎県労働委員会歴代委員名簿
労働者委員（1）

氏名	在職時の職業等	在任期間
戸田 道邦	日窒化成株式会社延岡工場勤労課	暫定
工藤 正信	宮崎交通株式会社社会業務課	暫定
宮崎 進	宮崎貨物株式会社綾出張所長	暫定
石川 恒太郎	延岡トラック労働組合組合長	第1期
海江田 哲	旭化成延岡工場労働組合連合会書記長	第1期
山内 高広	宮崎交通労働組合中央委員長	第1期
財前 敬次郎	国鉄労組宮崎管理部連合会副会長 国鉄労組宮崎支社執行委員長	第1期～第2期
清水 徳次郎	日本パルプ飴肥工場労働組合長	第1期～第2期
林田 朴	都城土建労働組合書記長	第2期
沢 重徳	旭化成延岡工場労働組合連合会書記長	第2期
森迫 碩生	電産労組宮崎支部都城分会文化部長	第2期
堀田 英雄	旭化成延岡工場薬品部労働組合長	第2期
上原 豊	全通従組宮崎地区協議会長	第2期
黒木 正憲	県労組協議会書記長	第2期～第3期
近沢 正	国鉄労組宮崎支部副委員長	第3期
神脇 清二	旭化成延岡工場労働組合連合会副会長	第3期
古園 保	宮崎県教職員組合執行委員長	第3期
坂元 新二	宮崎県労協議長 電産労組中央執行委員	第3期
窪田 稔	電産労組宮崎分会代議員	第4期～第5期
益満 兼康	片倉工業都城工場労組書記長	第4期
日高 明	日本パルプ労組組合長	第4期
岩瀬 幸之輔	全日通労組宮崎県支部長 全日通県支部執行委員長 県労評議長	第4期～第5期
田中 要太郎	全旭化成労組連合会書記長 〃 副会長	第4期～第5期
市木 壮光	宮崎交通労組執行委員長	第5期
安井 正雄	日本パルプ労組組合長	第5期
小田村 豊	日本パルプ労組組合長	第5期
永幡 光正	全旭化成労組連合会副会長 〃 会長	第5期～第7期
一条 久雄	日本パルプ労組組合長	第6期
嶋 利美	榎峰鉦山労組副委員長 〃 執行委員長	第6期～第7期
山崎 寿美男	電産労組県支部常任委員	第6期
安藤 辰介	日本パルプ労組組合長	第7期
田中 茂	県労働組合協議会書記長 県地方労組評議会事務局長	第7期 第9期～第10期
山田 春三郎	宮崎交通労組執行委員長	第7期
大塚 明	日本パルプ労組日南支部長	第8期～第9期
嶋田 忠平	旭化成労組延岡地区連合会長	第8期 第10期 第13期
谷口 末由	県地方労組評議会議長	第8期～第9期
日向 一雄	全日通労組県支部副執行委員長	第8期
日高 定男	宮交労組執行委員長 私鉄総連中央執行委員	第8期～第11期

労働者委員（２）

氏 名	在 職 時 の 職 業 等	在 任 期 間
森合 敬忠	全旭化成労組連合会書記長 全繊維同盟県支部長	第 9 期
神原 圭三	県鉄工連会長 県中小一般労連会長	第 9 期
小島 三郎	県労評議長 全労宮崎県地方会議議長 県議会議員	第10期～第15期
佐々木 隆吉	日本パルプ労組日南支部長	第10期～第11期
豊倉 保	旭化成労組延岡地区連合副会長	第11期
松浦 利尚	県労評事務局長	第11期～第20期
谷口 浩二	日本パルプ労組日南支部長	第11期～第14期
田島 久	県労評議長 全日通労組県支部委員長	第12期～第14期
遠山 格	旭化成労組延岡地区連合会副会長 全旭化成労組副会長	第12期 第16期
五反田 利文	九州電労宮崎支部委員長	第14期～第19期
松浦 秀年	日本パルプ労組日南支部長	第14期～第15期
前山 国義	宮崎交通労組執行委員長	第15期～第18期 第21期～第25期
田中 義春	日南地区労評議長	第15期～第16期
徳地 房丸	日本パルプ労組日南支部長	第16期～第18期 第20期～第21期
中村 国夫	旭化成レーヨン労組組合長 旭化成健康保険組合事務局長	第17期～第20期
朝飛 四郎	日本パルプ労組日南支部長	第18期～第20期
飯野 是男	全日通労働組合九州地区宮崎支部執行委員長 全日通労働組合県支部特別執行委員	第19期～第24期
神山 一美	宮崎地方同盟会長 九電労組宮崎地方本部執行委員長	第20期～第21期
坂田 正一	全日本自治団体労働組合宮崎県本部委員長 宮崎県地方労働組合評議会議長 宮崎県評センター常任顧問	第21期～第29期
渡部 一利	宮崎地方同盟副書記長 ゼンセン同盟宮崎県支部長 日本労働組合総連合会宮崎県連合会顧問	第21期 第27期～第29期
黒木 洋	宮崎地方同盟書記長	第21期～第22期
柳田 静夫	宮崎地方同盟会長	第22期
倉永 恵	九州電力労働組合宮崎支部長 県民間労組連絡協議会事務局長	第23期～第24期
松本 学	宮崎地方同盟会長	第23期～第24期
高木 剛	宮崎地方同盟会長	第24期～第25期
住本 三芳	宮崎県地方労働組合評議会事務局長	第25期
宮部 知明	宮崎地方同盟書記長 宮崎地方同盟会長 日本労働組合総連合会宮崎県連合会会長	第25期～第32期
吉田 喜久雄	宮崎地方同盟会長 全旭化成労働組合連合会副会長	第25期～第27期
児玉 秀智	宮崎県地方労働組合評議会事務局長	第25期～第26期

労働者委員（3）

氏名	在職時の職業等	在任期間
戸高 武俊	宮崎県地方労働組合評議会副議長 宮崎県評センター事務局長 宮崎県平和・人権・環境労働組合同議議長	第26期～第32期
田中 一平	宮崎県地方労働組合評議会副議長 日本労働組合総連合会宮崎県連合会顧問	第27期～第29期
熱田 潮	日本労働組合総連合会宮崎県連合会事務局長 " 会長 " 顧問	第29期～第35期
中武 秀行	日本労働組合総連合会宮崎県連合会副会長 " 顧問	第30期～第34期
佐藤 信藏	日本労働組合総連合会宮崎県連合会副会長	第30期～第31期
木下 清隆	ゼンセン同盟宮崎県一般労働組合協議会議長 ゼンセン同盟宮崎県支部長 U I ゼンセン同盟宮崎県支部長 " 宮崎県支部顧問 U A ゼンセン宮崎県支部顧問	第32期～第39期
森 良彦	宮崎県平和・人権・環境労働組合同議事務局長 " 幹事	第33期～第35期
横山 節夫	日本労働組合総連合会宮崎県連合会事務局長 " 会長 " 顧問	第33期～第43期
川畑 匡	全日本自治団体労働組合宮崎県本部執行委員長 " 特別執行委員	第34期～第35期
新名 照幸	日本労働組合総連合会宮崎県連合会会長 " 顧問 宮崎県平和・人権・環境労働組合同議議長	第35期～第38期
比恵島 篤	宮崎交通労働組合執行委員長	第36期
吉田 幸太郎	情報労連宮崎県協議会議長	第36期～第37期
中別府 暎治	宮崎交通労働組合執行委員長 全宮崎交通労働組合連合会会長 " 顧問 宮崎県平和・人権・環境労働組合同議事務局長 " 副議長	第37期～第39期
高橋 隆也	全日通労働組合宮崎県支部執行委員長	第37期～第39期
大久保 貴司	全日本自治団体労働組合宮崎県本部執行委員長 宮崎県平和・人権・環境労働組合同議議長 " 顧問	第39期～第41期
有村 文雄	N T T 労働組合九州総支部副執行委員長 兼宮崎支部長 日本労働組合総連合会宮崎県連合会顧問	第40期～第43期
中川 育江	日本労働組合総連合会宮崎県連合会副事務局長 " 事務局長 " 会長 " 顧問	第40期～
黒木 忠博	全宮崎交通労働組合連合会会長 日本私鉄労働組合九州地方連合会執行委員長	第40期～第43期
福島 昭一	全日本自治団体労働組合宮崎県本部執行委員長 宮崎県平和・人権・環境労働組合同議副議長	第42期
吉岡 英明	全日本自治団体労働組合宮崎県本部執行委員長 日本労働組合総連合会宮崎県連合会会長	第43期～

労働者委員（４）

氏 名	在 職 時 の 職 業 等	在 任 期 間
西村 仁	宮崎交通労働組合執行委員長 宮崎県平和・人権・環境労働組合同議議長	第44期
武井 大幸	全日通労働組合宮崎県支部書記長 全日通労働組合宮崎県支部執行委員長	第44期～
今村 彰博	トヨタグループ宮崎労働組合執行委員長 宮崎トヨタグループ労働組合執行委員長	第44期
高橋 章治	宮崎交通労働組合 執行委員長	第45期～
坂元 義孝	宮崎県電力関連産業労働組合同連合 会長	第45期～

宮崎県労働委員会歴代委員名簿
使用者委員（1）

氏名	在職時の職業等	在任期間
岩切 章太郎	宮崎交通株式会社社長	暫定～第3期
飯島 貞雄	日窒化成株式会社延岡工場長	暫定
松家 勇	三菱鉱業株式会社榎峰鉱業所長	暫定
竹崎 健助	宮崎砂利株式会社社長	第1期～第2期
山本 忠一	日本パルプ株式会社飼肥工場長	第1期
北村 忠義	旭化成株式会社延岡工場長	第1期
江夏 栄蔵	宮崎県酒類販売会社社長	第1期～第2期
浜田 茂享	旭化成株式会社延岡工場長	第1期
中西 健太郎	九州造船株式会社外浦工場長	第1期～第3期
片桐 考一	旭化成株式会社延岡工場長	第2期～第3期
小坂 久勝	片倉工業株式会社都城工場長	第2期
平山 政保	宮崎県経営者協会専務理事	第3期
森山 茂雄	日本通運株式会社小林支店長	第3期
富樫 圭一	日本繊維株式会社都城工場長	第4期
長友 良太郎	宮崎交通株式会社専務取締役	第4期
山本 喜代次	宮崎造船株式会社社長	第4期
江崎 栄	旭化成株式会社延岡工場長	第4期
荒川 忠造	日本パルプ株式会社飼肥工場事務次長	第4期
刈谷 享	旭化成株式会社延岡工場次長	第4期～第7期
小林 猛臣	日本パルプ株式会社飼肥工場次長	第4期～第5期
中野 耕一	宮崎ガス株式会社常務取締役 " 取締役社長	第5期～第6期 第8期～第11期
三枝 英定	日本繊維工業株式会社都城工場長	第5期～第8期
弓削 五男	宮崎県経営者協会専務理事	第5期～第7期
太田 清治郎	日本パルプ株式会社日南工場山林部長	第6期～第9期
井上 俊	九州電力株式会社宮崎支店次長	第7期
日高 泰三	宮崎県経営者協会専務理事	第7期～第25期
久保田 正雄	旭化成株式会社取締役	第8期～第11期
広田 藤七郎	九州電力株式会社宮崎支店長	第9期
小関 多四郎	日本パルプ株式会社日南工場山林部長	第9期～第14期
堀内 恭二	九州電力株式会社宮崎支店長	第9期～第10期
木村 恒正	九州電力株式会社宮崎支店長	第10期～第13期
岩切 省一郎	宮崎交通株式会社専務取締役	第12期～第16期
柴田 邦臣	旭化成株式会社延岡工場本部参事	第12期
伊藤 泰助	旭化成株式会社延岡支社長付参事 商工会議所副会頭	第13期
大原 正	旭化成株式会社火薬工場長	第14期
竹田 修平	日本通運株式会社宮崎主管支店長	第14期～第16期
小田村 豊	日本パルプ株式会社日南工場総務部長	第15期～第19期
竹田 定祐	旭化成株式会社薬品工場長	第15期
誌訪 博久	旭化成株式会社ベンベルグ工場長	第15期
藤井 政男	旭化成株式会社取締役延岡支社次長 " 延岡支社長	第15期～第16期
下村 悟	九州電力株式会社宮崎支店長	第16期～第19期
鬼塚 豊	宮崎交通株式会社常務取締役	第17期～第23期
本田 静一	旭化成株式会社薬品工場長	第17期～第18期
松岡 滋	旭化成株式会社ベンベルグ工場長	第19期～第20期
浜田 和夫	日本パルプ株式会社日南工場総務部長	第19期～第21期
谷 勇一	九州電力株式会社宮崎支店長	第20期
秋吉 兵馬	九州電力株式会社宮崎支店長	第21期

使用者委員（２）

氏名	在職時の職業等	在任期間
吉岡 達夫	旭化成株式会社ベンベルグ工場事務兼勤労課長	第21期～第22期
山下 忠	日本パルプ株式会社日南工場総務部長	第21期～第23期
肱岡 泰敏	九州電力株式会社宮崎支店長	第21期～第22期
松永 増男	宮崎県経営者協会事務局次長 〃 専務理事兼事務局長 〃 顧問	第22期 第25期～第28期
長久保 如玄	旭化成株式会社延岡支社勤労部長	第22期～第23期
岩満 栄策	宮崎交通株式会社専務取締役 〃 取締役社長	第23期～第26期
桐山 岑	日本通運株式会社宮崎支店長	第23期～第24期
大塚 明	日本パルプ株式会社日南工場総務部長	第23期～第24期
東郷 二郎	旭化成株式会社延岡支社長 〃 宮崎総支社長兼延岡支社長 〃 宮崎総支社長	第23期～第25期
吉富 直俊	九州電力株式会社宮崎支店長	第23期
吉元 忠	日本パルプ株式会社日南工場総務部長 王子製紙株式会社日南工場業務・人事部長	第24期～第25期
松村 淑夫	日本通運株式会社宮崎支店長	第24期
荒木 郁夫	旭化成株式会社延岡支社勤労部長	第25期～第26期
中村 晋一郎	九州電力株式会社宮崎支店長	第25期
荒川 隆	株式会社宮崎放送代表取締役副社長	第25期～第26期
諸隈 晋	九州電力株式会社宮崎支店長	第26期
馬場 義夫	株式会社宮崎放送専務取締役	第26期
久富 毅	旭化成株式会社延岡支社勤労部長	第26期～第27期
大迫 哲	九州電力株式会社宮崎支店長	第26期～第27期
後藤 弘美	株式会社宮崎放送専務取締役	第27期
荒武 秀昌	宮崎交通株式会社専務取締役 〃 副社長	第27期～第30期
田中 輝年	旭化成工業株式会社延岡支社勤労部長	第27期～第30期
橋本 和夫	宮崎県経営者協会専務理事	第27期～第30期
井上 勝弘	王子製紙株式会社日南工場業務部長 〃 日南工場長代理兼業務部長	第28期～第29期
徳永 武生	九州電力株式会社宮崎支店長	第28期
野田 博之	九州電力株式会社宮崎支店長	第29期～第30期
山崎 英夫	新王子製紙株式会社日南工場勤労部長	第29期～第30期
森永 武彦	九州電力株式会社宮崎支店長	第30期～第31期
水永 正憲	旭化成工業株式会社延岡支社勤労部長 〃 延岡総務勤労部長	第30期～第33期
杉野 紘生	宮崎交通株式会社取締役総務部長 〃 常務取締役 株式会社宮崎観光ホテル代表取締役社長	第31期～第34期
櫻井 勇司	新王子製紙株式会社日南工場業務部長	第31期～第32期
久喜 啓司	宮崎県経営者協会専務理事 〃 参与	第31期～第35期
橋田 紘一	九州電力株式会社宮崎支店長	第31期～第32期
清田 均	九州電力株式会社宮崎支店長	第32期～第34期
大森 士郎	王子製紙株式会社日南工場工場長代理兼事務部長 〃 日南工場工場長代理	第33期～第34期
甲斐 勝利	株式会社志多組常勤監査役	第34期～第37期
片山 修造	九州電力株式会社執行役員宮崎支店長	第34期～第35期

使用者委員（3）

氏名	在職時の職業等	在任期間
生津 宗利	王子製紙株式会社日南工場工場長代理	第34期
安部 康寛	王子製紙株式会社日南工場工場長代理	第35期～第36期
末藤 孝憲	宮崎交通株式会社執行役員総務本部長 宮崎空港ビル株式会社専務取締役 米良電機産業株式会社顧問	第35期～第40期
江藤 洋行	宮崎県経営者協会専務理事 〃 顧問 吉原建設株式会社顧問	第36期～第42期
小山 一民	九州電力株式会社執行役員宮崎支店長	第36期
倉掛 正志	一般社団法人宮崎県商工会議所連合会専務理事 WASHハウス株式会社監査役	第37期～第42期
佐田 修一	王子製紙株式会社執行役員日南工場長	第37期～第38期
辰元 圭子	社会福祉法人信愛会 〃 特別養護老人ホーム裕生園園長 〃 副理事長	第37期～第39期
生方 健二郎	王子製紙株式会社日南工場工場長代理兼事務部長	第38期
小河原 正嗣	王子製紙株式会社日南工場事務部長	第39期
大森 一仁	宮銀ビジネスサービス株式会社代表取締役社長 株式会社宮崎信販代表取締役社長	第39期～第43期
工藤 久昭	宮崎県経営者協会専務理事 〃 顧問 宮崎経済同友会顧問	第40期～
坂元 恵美子	社会福祉法人敬和会理事	第41期
芝 三千代	社会福祉法人まりあ副理事長	第42期～第43期
見戸 康人	株式会社テレビ宮崎常勤監査役 宮崎中央農業協同組合員外監事 宮崎中央農業協同組合 監事	第42期～
河野 洋一	宮崎県経営者協会専務理事	第43期～
関本 泰三	株式会社宮崎信販代表取締役社長	第44期～
税田 倫子	株式会社グローバル・クリーン専務取締役	第44期～

宮崎県労働委員会事務局

〒880-0805

宮崎市橋通東1丁目9番10号（県庁3号館6階）

TEL (0985) 26-7262

FAX (0985) 20-2715

e-mail rohdohi@pref.miyazaki.lg.jp



（宮崎県労働委員会のHP）



働くあんしんサポートダイヤル

0985 (26) 7538

平日 8:30~12:00
13:00~17:00

宮崎県労働委員会